

平成30年2月定例県議会の概要

目 次

1 平成30年2月定例県議会提出議案の概要

- ・議第112号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第6号) 6
(教育委員会にかかるもののみ)
- ・議第17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例 9
- ・議第19号 県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例 11
- ・議第24号 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 12
- ・議第25号 奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 18

2 平成30年2月定例県議会代表・一般質問(H30.3.1~3.7)の概要

月 日	代表・一般の別	質問者(会派)	質問項目	答弁者	頁
3月1日	代表質問	米田議員 (自由民主党)	安心・安全で質が高い教育環境の実現について	知 事	22
	代表質問	奥山議員 (自民党奈良)	県立高等学校の適正配置について	知 事	23
			部活動について	教 育 長	24
代表質問	清水議員 (日本維新の会)	内陸型大地震への対策について	教 育 長	25	
3月2日	代表質問	和田議員 (創生奈良)	学校教育の充実について (1) 学校と地域の連携について	教 育 長	26
			学校教育の充実について (2) 教員の働き方改革について	教 育 長	27
			学校教育の充実について (3) 子どもの「いじめ」問題に対する対策について	教 育 長	29
	代表質問	藤野議員 (民進党)	新年度予算について	知 事	31
			教員の働き方改革について (1) 教員のメンタルヘルスについて	教 育 長	32
			教員の働き方改革について (2) 書類の電子化の推進と業務負担の軽減について	教 育 長	33
			教員の働き方改革について (3) 講師の待遇改善について	教 育 長	33

平成30年2月定例県議会代表・一般質問 ～続き～

月 日	代表・一般 の 別	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答 弁 者	頁
3月5日	代表質問	大国議員 (公明党)	「心のバリアフリー」に向けた取組について	教 育 長	34
			てんかん対策について	教 育 長	35
	一般質問	国中議員 (自由民主党)	「南部を元気にする」施策について	教 育 長	36
	一般質問	松本議員 (自民党絆)	部活動指導員の導入について	教 育 長	37
3月6日	一般質問	梶川議員 (創生奈良)	医療的ケアを必要とする子どもたちへの学校現場での対応について	教 育 長	38
	一般質問	太田議員 (日本共産党)	県立高校の再編問題について	教 育 長	39
3月7日	一般質問	新谷議員 (自由民主党)	へき地教育の充実について	教 育 長	41

3 文教くらし委員会（期中委員会）の質問概要（H30.3.9）

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
3月9日	宮本委員 (日本共産党)	県立高等学校の頭髪指導について	生徒指導支援室長	44
		全国学力調査について	学 校 教 育 課 長	45
		体力テストについて	保 健 体 育 課 長	45
		就学前教育プログラムについて	教育研究所副所長 教 育 長	45
		県立高校の再編問題について	教 育 長 教育振興大綱推進課長	46
	岡委員 (公明党)	県立高等学校適正化推進方針案について	教育振興大綱推進課長	47
		臨時的任用講師の不足について	教 職 員 課 長 教 育 長	48
		通級教室指導教員について	教 育 長	49
		SNSを活用した相談について	生徒指導支援室長	49

文教くらし委員会（期中委員会） ～続き～

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
3月9日	阪口委員 (創生奈良)	県立高等学校適正化推進方針案について	教育振興大綱推進課長	50
		市町村の小中学校のクーラー設置に対する県の支援について	学校支援課長	50
		地毛証明書について	生徒指導支援室長	51
	安井委員 (自由民主党)	部活動の外部指導者について	保健体育課長	51
		小学校における部活動について	学校教育課長	52
	藤野委員 (民進党)	部活動指導員について	保健体育課長	52
		教員の働き方改革について	教職員課長	53
		新学習指導要領について	学校教育課長	53
		県立高等学校適正化推進方針案について	教育振興大綱推進課長	54
	中川副委員長 (日本維新の会)	社会教育センター（宿泊棟）が普通財産でありながら教育委員会が管理している経緯について	人権・地域教育課長 教 育 長	54
		廃校になった県立学校の跡地について	学校支援課長	55
		文化財の保護と活用について	文化財保存課長	56
		県立学校における学校諸費用の口座振替のWe b化について	教 育 次 長	57
		部活動指導員について	保健体育課長	57
県立高等学校適正化推進方針案について		教 育 長	58	
就学前教育プログラムについて		教 育 次 長	58	

4 予算審査特別委員会の質問概要 (H30. 3. 16、3. 19)

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
3月16日 (部局審査)	亀田委員 (自由民主党)	県立高校の空調設備の整備について	学校支援課長	60
		部活動指導員の配置について	保健体育課長	60
		全国中学校体育大会について【要望】	—	61
	中村委員 (自民党奈良)	道徳教育について	学校教育課長 教 育 長	61
	小林委員 (日本共産党)	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況について	生徒指導支援室長	62
	山村委員 (日本共産党)	特別支援学校が福祉避難所となった場合の障害のある人等の受け入れについて	学校支援課長 教 育 長	63
		高校生に対する労働関係法の教育について	学校教育課長	64
		文化財保護法の改正について	文化財保存課長 教 育 長	65
	川田委員 (日本維新の会)	高校再編について	教育振興大綱推進課長 教 育 長	68
		幼稚園の所管部局について	教育研究所副所長	69
		市町村の就学援助制度について	学校教育課長	69
		市町村の小中学校の空調整備について	教 育 長	70
		押しつけのない教育行政について【要望】	—	70
	猪奥委員 (民進党)	高校生の献血について	教 育 長	70
		色覚異常に対する学校の対応について	保健体育課長	71
		県立高等学校の制服について	教育振興大綱推進課長	72
	大国委員 (公明党)	避難所施設関連整備事業及び長寿命化計画について	学校支援課長	73
3月19日 (総括審査)	猪奥委員 (民進党)	県立高等学校の制服について	知 事	74

5	文教くらし委員長報告	75
6	予算審査特別委員長報告	77

平成30年2月定例県議会

提出議案の概要

1 平成29年度奈良県一般会計補正予算案（第6号）	9,088,009千円
繰越明許費 追加	7,518,052千円 変更 6,228,122千円
債務負担行為 追加	22,481,127千円

【総括表】

増額補正・減額補正の内訳

(単位：千円)

増額補正	11,979,009
減額補正	△ 2,891,000

財源内訳

(単位：千円)

特定財源	国庫支出金	2,296,830
	寄附金	20,000
	繰入金	166,398
	諸収入	21,531
一般財源		6,583,250

一般財源の内訳

(単位：千円)

県	税	5,800,000
法人県民税		300,000
利子割県民税		210,000
配当割県民税		830,000
株式等譲渡所得割県民税		1,830,000
法人事業税		950,000
地方消費税		1,600,000
自動車取得税		80,000
地方消費税清算金		900,000
地方譲与税	△	1,300,000
地方交付税		1,183,250

予算の規模

(単位：千円)

補正後予算総額	507,013,244
当初予算比	6.1%増
前年度同期比	0.3%増

<事業概要>

減額補正

事業名	事業内容	金額	担当部局 ・課室名
退職手当 県実施	支給水準の引き下げ等による 知事部局 △170,000 警察本部 △163,000 教育委員会 △710,000 負担区分 県10/10	△ 1,043,000	総務部 人事課 警察本部 教育委員会 教職員課

【繰越明許費補正】

追加

事業名	金額	繰越理由	担当部局 ・課室名
高等学校耐震化事業	16,686	工法検討等に不測の日時を要したことによる	教育委員会 学校支援課
高等学校施設整備事業	37,059	入札手続きに不測の日時を要したことによる	教育委員会 学校支援課
文化財保存事業費補助金	63,959	事業主体（市町村等）の遅れによる	教育委員会 文化財保存課
史跡高取城跡災害復旧事業	89,690	工法検討等に不測の日時を要したことによる	教育委員会 文化財保存課

平成30年2月定例県議会提出議案(条例関係)

【平成30年度議案】

条 例 名	所 管 課	備 考
奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例 (行政経営課提出)	文化財保存課	
県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課提出)	教 職 員 課	
奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例 (情報システム課提出)	学 校 支 援 課 学 校 教 育 課	
奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (市町村振興課提出)	学 校 支 援 課	

案 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県附属機関に関する 条例の一部を改正する条例</p>	<p>知事又は教育委員会の附属機関として、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会等を設置する等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 附属機関の設置 知事又は教育委員会の附属機関として、次の機関を設置する。 (1) 未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会を設置し、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させる。 (2) 奈良県立都市公園公募設置管理制度審査委員会を設置し、都市公園法の評価の基準を定めること及び同法の規定による設置等予定者の選定に関する事務を担当させる。 (3) 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会を設置し、平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に係る構想及び計画に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させる。 (4) 奈良県文化財保護体系推進会議を設置し、文化財保護の体系に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させる。 (別表関係)</p> <p>2 附属機関の廃止 次の附属機関を廃止する。 (1) 奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会 (2) 新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会 (3) 奈良県国民健康保険運営協議会 (4) 奈良県健康長寿文化づくり推進会議</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(5) 眺望のいいレストラン認定審査会 (別表関係)</p> <p>3 奈良県協働推進審査会の担任する事項の変更 知事の附属機関である奈良県協働推進審査会の担任する事項を地域 貢献活動助成事業等についての審査に関する事務から奈良県協働推進 基金を活用する事業等についての審査に関する事務に変更する。 (別表関係)</p> <p>4 施行期日 平成30年4月1日から施行する。ただし、1の(2)は、規則で定め る日から施行する。 (改正附則関係)</p>

条 例 名	理 由	要 旨																				
県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例	法令等による適正な教職員配置を行うため、県費負担教職員等の定数を見直し、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 定数の改定 定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 168 678 1131"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行定数</th> <th>増 減</th> <th>新定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 費 負 担 教 職 員</td> <td>7,374</td> <td>△ 27</td> <td>7,247</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td>11</td> <td>+ 1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>2,013</td> <td>△ 34</td> <td>1,979</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,081</td> <td>+ 5</td> <td>1,086</td> </tr> </tbody> </table> <p>(本則関係)</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附則関係)</p>	区 分	現行定数	増 減	新定数	県 費 負 担 教 職 員	7,374	△ 27	7,247	中 学 校	11	+ 1	12	高 校	2,013	△ 34	1,979	特別支援学校	1,081	+ 5	1,086
区 分	現行定数	増 減	新定数																			
県 費 負 担 教 職 員	7,374	△ 27	7,247																			
中 学 校	11	+ 1	12																			
高 校	2,013	△ 34	1,979																			
特別支援学校	1,081	+ 5	1,086																			

条 例 名	理 由	要 旨						
<p>奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務等を追加するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務の追加知事又は教育委員会が個人番号を利用することのできる事務について次のとおり追加する。</p> <table border="1" data-bbox="464 192 1370 1160"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 871 566 1160">執行機関</th> <th data-bbox="464 192 566 871">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 871 1121 1160">知事</td> <td data-bbox="566 192 1121 871">奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法に規定する通信制の課程及び同法に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1121 871 1370 1160">知事</td> <td data-bbox="1121 192 1370 871">私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等）をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	知事	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法に規定する通信制の課程及び同法に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等）をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）
執行機関	事 務							
知事	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法に規定する通信制の課程及び同法に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの							
知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等）をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）							

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>知事 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>知事 奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>教育委員会 奈良県高等学校等奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>教育委員会 国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>

条 例 名	理 由	要 旨								
		<table border="1" data-bbox="264 190 563 1155"> <tr> <td data-bbox="264 869 312 1155">教育委員会</td> <td data-bbox="312 190 563 1155">高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="598 190 638 414">(別表第1関係)</p> <p data-bbox="646 168 734 1198">2 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務及び特定個人情報 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することのできる事務及び特定個人情報は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="868 190 1366 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="868 965 967 1155">執行機関</th> <th data-bbox="868 611 967 965">事 務</th> <th data-bbox="868 190 967 611">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="967 965 1366 1155">知事</td> <td data-bbox="967 611 1366 965">私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で</td> <td data-bbox="967 190 1366 611">生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	執行機関	事 務	特定個人情報	知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で	生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの									
執行機関	事 務	特定個人情報								
知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で	生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの								

条 例 名	理 由	要 旨													
		定めるもの													
		<p>(別表第2関係)</p> <p>3 知事から教育委員会への特定個人情報情報の提供を行う事務及び特定個人情報情報の追加</p> <p>知事から教育委員会への特定個人情報情報の提供を行う事務及び特定個人情報情報について次のとおり追加する。</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報照会機 関</th> <th>事 務</th> <th>情報提供機 関</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>奈良県高等学校等 奨学金貸与条例に よる奨学金の貸与 に関する事務であ って規則で定める もの</td> <td>知事</td> <td>生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>国立又は公立の高 等学校等に在学す る生徒又は学生の</td> <td>知事</td> <td>生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	情報照会機 関	事 務	情報提供機 関	特定個人情報	教育委員会	奈良県高等学校等 奨学金貸与条例に よる奨学金の貸与 に関する事務であ って規則で定める もの	知事	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの	教育委員会	国立又は公立の高 等学校等に在学す る生徒又は学生の	知事	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの	
情報照会機 関	事 務	情報提供機 関	特定個人情報												
教育委員会	奈良県高等学校等 奨学金貸与条例に よる奨学金の貸与 に関する事務であ って規則で定める もの	知事	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの												
教育委員会	国立又は公立の高 等学校等に在学す る生徒又は学生の	知事	生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの												

条 例 名	理 由	目 旨		
			保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
		教育委員会	奈良県内の特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの	知事
				生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(別表第3関係)

4 その他所要の規定の整備を行う。

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>5 施行期日 平成30年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムにより都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を追加するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務の追加 住民基本台帳法に規定する条例で定める事務について次のとおり追加する。</p> <p>(1) 奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法に規定する通信制の課程及び同法に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(別表第1関係)</p> <p>2 都道府県知事保存本人確認情報を提供する教育委員会の事務の追加 住民基本台帳法に規定する条例で定める教育委員会の事務として次 のとおり追加する。</p> <p>(1) 国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（ 奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金 の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学 び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に 関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(別表第2関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

平成30年2月定例県議会

代表・一般質問の概要

質問者：米田議員(自由民主党)	答弁者：知事	所管：学校支援課
-----------------	--------	----------

【質問要旨】

○安心・安全で質が高い教育環境の実現について

「奈良県教育振興大綱」に謳われている「安心・安全で質の高い教育環境の整備」を実現するうえで、急務の課題である県立高等学校の空調整備及び耐震化について、来年度、どのように取り組んでいこうと考えているのか。

【答弁要旨】

次のご質問でございます。安心・安全で質の高い教育環境の実現についてでございます。

県立高等学校の空調設備の設置及び耐震化などのテーマの質問でございますが、これらの学校施設等の整備につきましては、平成28年3月に策定した「奈良県教育振興大綱」において、最も重要な施策のひとつと位置づけとしております。

平成30年度税制改正において、本県がかねてより要望してまいりました地方消費税の清算基準の見直しが行われ、この増収分を教育予算の充実という形で、県民のみなさまに還元していきたいと考えております。

県立高等学校の空調設備の設置につきましては、議員お述べのとおり、奈良県高等学校PTA協議会からの請願が県議会において採択されました。

今後、全ての県立高等学校へ空調設備を設置することといたしまして、来年度は、3校で設置工事を実施し、8校の設計に着手したいと考えております。

また、議員お述べの件でございますが、育友会等において既に設置されておられます空調設備のリース料や電気代などの運転費用につきましても、今後、県で負担したいと考えており、これらを実施するため、今議会に必要な予算を計上させていただきます。

県立高等学校の耐震化につきましては、平成29年度までを「耐震化整備集中期間」として鋭意整備に取り組み、耐震化率は90%、22校において完了いたしました。

引き続き、平成33年度の耐震補強工事完了に向け、来年度は4校5棟で耐震補強工事を実施したいと思います。

さらに、耐震補強が難しい校舎等につきまして、耐震化の速やかな実施に向け、県立高等学校の適正化の議論を踏まえさせていただき、改築工事設計に着手していきたいと思っております。

議員お述べのとおり、今後も引き続き、県立高等学校の教育環境の充実に取り組んでまいり所存でございます。

質問者：奥山議員(自民党奈良)

答弁者：知事

所管：教育振興大綱推進課

【質問要旨】

○県立高等学校の適正配置について

県立高等学校の適正配置について、どのような考え方で適正配置を進めようとしているのか。また、今後どのようなスケジュールで実施していくのか伺いたい。

【答弁要旨】

県教育委員会では、生徒急増期に普通科高校の新設による県立高校の量的拡大を図ってまいりました。その後の生徒減少に対応するため、平成16年から再編計画を実施し、統合を中心として特色ある高校づくりを進めてまいりましたが、普通科高校では、いわゆる学力を基準とした教育課程編成が行われ、子どもの能力・興味・関心を育むために教育課程を多様化することが難しくなっております。今後、AIなどの技術の進展、少子高齢化やグローバル化などの社会の変化に対応し、高校教育に期待される様々なニーズや生徒の多様性に応えるために、新しい時代にふさわしい魅力と活力あるこれからの高校をつくる必要があります。

これからの高校づくりの方向性として、2つ考えております。1つ目に、最近の子どもはバーチャルな世界とつながる傾向にあり、高校生には実社会とつながってほしいと願っております。そのためには、実学教育を推進し、総合学科の設置やインターンシップの充実を図ってまいります。2つ目には、高校生には地域ともつながってほしいと願っています。そのためには、県内企業、大学との連携、コミュニティ・スクールの導入により、学校が地域の活力となる教育活動を展開できればと考えております。

現在、高校教育の質を高める観点から、教育の在り方を見直し、新しい高校づくりの具体や再編による活力ある学校づくりなどの検討を行っています。3月8日の臨時教育委員会で、「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～(案)」としてとりまとめ、3月9日の文教くらし委員会で報告をさせていただきます。

適正化を推進するための同方針(案)は、県教育委員会ホームページに掲載するなどして広く公開した上で、パブリック・コメントに付し、県民の皆様から幅広い意見を聴取いたします。その後、方針に沿って、実施計画の策定に着手し、6月定例県議会に実施計画を提出できるよう検討を進めてまいります。

質問者：奥山議員(自民党奈良)	答弁者：教育長	所管：保健体育課 教職員課
-----------------	---------	------------------

【質問要旨】

○部活動について

- (1) 教育活動における部活動の意義を県教育委員会はどのように考えているのか。
- (2) 生徒の夢の実現に向けて部活動指導に熱心に取り組んでいる教員に対する手当はどのようになっているのか。
- (3) 専門的指導者がいない、あるいは生徒数の減少により集団競技が成立しないなど困難に直面している公立中学校などに対して、県教育委員会ではどのような対応を行っているのか。

【答弁要旨】

生徒が自主的・自発的に部活動に参加することはスポーツや文化等に親しみを持っただけでなく、学習意欲が向上したり責任感や連帯感が涵養され学校生活をより豊かにするものと考えている。また、部活動は学校教育活動の一環であり、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく絶好の機会であると捉えている。

特に運動部の活動は、保健体育の教科の目標を踏まえた活動でもあり、体力の向上や健康の保持増進など心身の健全な発達を促進するとともに生徒の生きる力の育成につながる活動となることが期待されている。また、私の経験からも中学時代の部活動は、生涯を通じてスポーツを楽しんだり実践していく上での基礎を培ってくれたと大変感謝している。

さらに中学校期は親しい友人や仲間を積極的に求め、様々な活動をとともに行うなかで人間として大きく成長する時期でもあり、学校内外の活動を通じてスポーツや文化に触れることも大変意義深いものであると認識している。

次に、教員の部活動指導に対する手当については、土・日曜日や休日に部活動指導をした場合に支給されるが、平成29年4月に600円引き上げ、1回4時間程度につき3,000円を支給することとしたところ。今後も、国や近隣府県の動向等を注視しつつ、部活動指導の実態を踏まえた手当の改善に努めていく。

最後に困難に直面している公立中学校の部活動への対応についてお答えする。県教育委員会では、運動部活動の専門的指導者不足に対応するために、外部指導者を派遣する「地域スポーツ人材活用支援事業」に取り組んでいる。本年度は、希望のあった26中学校の28部活動に外部指導者を派遣している。来年度は、新規事業として予算案に計上している「部活動指導員配置促進事業」と併せて、運動部活動の更なる充実と活性化を図る予定である。

また、現在、スポーツドクター等を学校に派遣し学校組織全体で運動部活動の適切な指導体制を整える「スポーツ医・科学を活用した高度な運動部活動指導体制の構築」にも取り組んでいる。

次に、少子化などの影響により生徒数が減少し、部員不足に直面している運動

部活動は、平成28年度の県教育委員会調査によると、公立中学校では35%に及んでいる。これまでからも部員数の減少により単独でチームを編成できない中学校に対しては、複数中学校による合同での部活動の実施を進めており、合同チームで公式戦に参加することが認められている。本年度の秋の県中学校新人野球大会においては、吉野中学校、大淀中学校、下市中学校の合同チームが優勝し、見事近畿大会に出場した。

加えて、本年度、県教育委員会では、吉野町、大淀町下市町の各教育委員会及び中学校と協議し、総合型地域スポーツクラブとの連携を視野に入れた持続可能な運動部活動のあり方と活性化についての検討を始めている。今後も生徒にとって望ましい部活動の指導体制を構築できるよう努力していく。

3月1日代表質問

質問者：清水議員(日本維新の会)

答弁者：教育長

所管：企画管理室

【質問要旨】

○内陸型大地震への対策について

(3) 大規模災害時において、学校施設が長期間にわたって避難所として利用されることから、正常な教育環境の確保を行うことが非常に困難であることは、東日本大震災、熊本地震でも明らかになっている。各現場では、定期的な避難訓練などを実施されていることと思うが、県下、全ての学校現場において、業務継続計画(BCP)や連携策は既に作成されているのか。

【答弁要旨】

議員お述べの「業務継続計画(BCP)」は、地方公共団体に対して作成が求められているもので、大規模災害時には、本県が平成28年3月に策定した「奈良県業務継続計画(震災編)」に沿って、県教育委員会が、被災状況の把握、応急活動、教育の再開など非常時の業務を優先し、実施していくこととなります。

「BCP」は損害を最小限に抑えながら事業を継続するため限られた人員や施設で目標時間内に業務を再開するための行動計画であり、県教育委員会の行動計画ととらえているため、県立学校にはその作成を求めておりません。現在、各学校においては、様々な危機事象を想定した「危機管理マニュアル」を備え、災害時の対応を行っているところです。

平成23年の紀伊半島大水害では、道路が寸断され、十津川高校が孤立状態となりました。緊急搬送し自宅に帰った寮の生徒が、道路が復旧するまで学校に戻れないため、教育活動の再開が課題となりました。県教育委員会では、教員を2班に分け、通信制と連携し教育研究所でも教育活動を再開しましたが、手探りの中での対応となりました。

学校が避難所機能を継続する中でも早期に教育活動を再開するにあたっての行動計画を予め決めておくことは極めて大切であると認識しており、各県立学校の「危機管理マニュアル」が、大規模災害時における教育再開に向けた対応を盛り込んだ内容となるよう、その充実を図ってまいりたいと考えております。

質問者：和田議員(創生奈良)	答弁者：教育長	所管：人権・地域教育課
----------------	---------	-------------

【質問要旨】

○学校教育の充実について

(1) 学校と地域の連携について

様々な教育課題の解決を図るためには、学校や教職員だけでなく、地域と連携・協働した学校づくりが大切と考えるが、県内における学校と地域との連携・協働の現状について示されたい。また、地域との連携を今後より実効性の高いものとしていくため、どのように取り組んでいくのか、あわせて伺いたい。

【答弁要旨】

本県の教育振興大綱では、子どもの健やかな成長を促し自立した社会人に育てる観点から、地域ぐるみで教育課題に取り組む仕組づくりの重要性を施策の目標に掲げています。

県教育委員会では、その仕組づくりの一つとして「学校・地域パートナーシップ事業」を実施してきました。学校と地域が互いの役割を認識しつつ、対等な協働の関係を築くことにより、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めています。

この事業では、地域住民等が子どもの放課後の居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や無料で学習支援を行う「地域未来塾」などに市町村教育委員会と協力して取り組み、本年度は「放課後子ども教室」が24市町村110箇所、「地域未来塾」が18市町村69箇所で開催されています。

また、県教育委員会では、地域との協働を充実させるため、教職員、地域コーディネーター、ボランティア等の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、本年度は天理市で「『地域と共にある学校づくり』つながりフォーラム」を開催し、関係者の交流の場としました。本フォーラムでは、王寺南小学校での放課後子ども教室や地域の高校との交流の様子、福住小学校での土曜日の体験活動の充実を図る取組などが報告され、学校・家庭・地域の連携・協働を一層充実する契機となりました。

さらに、学校・家庭・地域の連携をより強固で持続的なものとしていくため、公立学校にコミュニティ・スクールの導入を奨励しています。このコミュニティ・スクールは、学校・保護者・地域の皆さんが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える制度であり、「地域と共にある学校づくり」をより一層推進することが可能であると考えています。本県の教育振興大綱では目指す人間像の一つに、「創造性を発揮して、世界に伍して活躍する人」を掲げております。そのためには、豊かな語学や異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材を育成することが必要であり、特に、中学・高校では、英語を用いたコミュニケーション能力の向上を図ることが重要であるとと考えています。

質問者：和田議員(創生奈良)	答弁者：教育長	所管：教職員課
----------------	---------	---------

【質問要旨】

○学校教育の充実について

(2) 教員の働き方改革について

① 昨年12月に文部科学省が取りまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」を受け、県教育委員会として「教員の働き方改革」についてどのように取り組んでいくのか。

② 教員の精神疾患による休職は、学校や児童生徒に多大な影響をもたらす教育課題であり、その休職の背景には、教員の多忙化などもあるのではないかと考えるが、県内の公立学校における精神疾患で休職している教員の数とその割合はどれくらいなのか。また、県教育委員会は、教員のメンタルヘルス対策として、どのような取組を行っているのか。

【答弁要旨】

①

文部科学省が平成28年度に実施した教員の勤務実態調査によると、平日1日当たりの勤務時間は小学校教諭が11時間15分、中学校教諭が11時間32分となっており、いずれも10年前よりも長くなっています。これは、学習指導要領の改定により新たな学習内容が入ったことや部活動指導に当たる時間が増えたことのほか、学校現場を取り巻く環境が複雑かつ多様化し、教員に求められる役割が拡大していること等が要因と考えられています。

このような教員の勤務実態を踏まえた文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、これまで学校や教員が担ってきた業務のあり方を精査し、業務の役割分担や適正化を進めるほか、勤務時間に関する意識改革や時間外勤務の抑制等に取り組むこととし、勤務時間に関する上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示するとされています。

県教育委員会では、長時間勤務の改善は、子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員の心身の健康を保持するためにも極めて大切であると考えています。そこで、まず、業務の役割分担や適正化を進め、教員が「授業」に、より一層力を注げるように、負担軽減等の改善を進めることから取り組みたいと考えています。

そのため、平成30年度当初予算では3つの新規事業をお願いしています。

一つ目は、部活動指導体制の充実を推進し、担当する教員の支援を行うため、中学校に部活動指導員を配置する「部活動指導員配置促進事業」です。

二つ目は、県立学校の教員に1人1台のパソコンを配備し、校務支援システムを導入することにより、事務作業等の効率化を推進する「ICT環境整備事業」です。

三つ目は、「教職員の働き方改革推進事業」ですが、国の予算を活用して、モデル市町村と連携し、学校現場での業務改善の実践研究を行い、その成果を翌年度以降他の市町村へ拡げていくものです。

引き続き教員の勤務実態を調査しながら、教員の働き方改革を着実に進めてまいります。

②

奈良県の公立学校の教員のうち、精神疾患により休職している者の数は、ここ数年40人前後で推移しており、平成28年度は37人で、その割合については0.36%となっており、全国平均の0.53%は下回っている状況です。

精神疾患の要因については、仕事上の様々なストレスから、職場で不適應に陥ってしまうケースが多いと考えています。特に、学校を取り巻く環境が複雑・多様化する中、学校や教員に求められる役割が拡大しており、業務量の増加、生徒指導上の課題、学級運営上の課題や保護者への対応等、ストレス要因が多様化しています。

県教育委員会では、学校教育は、教員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが極めて重要と考えています。

そこで、県立学校においては、労働安全衛生法に基づく体制を整備しており、平成28年度からは「ストレスチェック」を全ての県立学校において実施するとともに、特に、長時間勤務者やストレスチェックで高ストレスと判定された者については、本人からの申し出により医師による面接指導を受けることができるようにしています。

また、県内の公立学校長等管理職が、ストレスを抱えている教員への対応や休職者の復職時の支援方法等を学ぶためのセミナーも毎年開催しています。

さらに、今年度は、精神疾患を未然に防止するため、早稲田大学と連携して、県立学校にカウンセラーを派遣し、教員との個別面談やメンタルヘルスへの認識を高める研修会を実施するなど、メンタルヘルス不調の予防段階での取組を実証研究しているところです。

今後とも、教員の心身の健康が児童生徒への教育の質にも直接影響が及ぶとの認識を持って、市町村教育委員会とも十分連携を図り、教員のメンタルヘルス対策を推進し、精神疾患の予防に最善を尽くしてまいります。

質問者：和田議員(創生奈良)	答弁者：教育長	所管：生徒指導支援室
----------------	---------	------------

【質問要旨】

○学校教育の充実について

(3) 子どもの「いじめ」問題に対する対策について

①本県における「いじめ」の原因や発生構造に関する調査・研究の現状について示されたい。

②「いじめ」にかかわった子どもたちに対する指導については、その子どもたちの心理分析や家庭環境を考慮するなど、子どもに寄り添った指導が不可欠だと考えるが、具体的にどのような指導が行われているのか。

③「いじめ」の発見はもとより、一人一人の子どもの様子から課題を見だし、その解決に向けた取組が進められるよう、人権意識も含めた教職員の資質の向上が必要と考えるが、どのように教員の資質向上に取り組んでいるのか。

【答弁要旨】

いじめは、早期発見・早期対応の取組とともに、いじめが起きた背景・原因を分析し、子どもたちをいじめに向かわせない取組が重要と考えます。

文部科学省国立教育政策研究所が実施した、いじめ追跡調査2007-2009の結果では、児童生徒をいじめに向かわせる最も大きな要因として「友人ストレス」が挙げられています。また、県教育委員会が実施している電話教育相談や来所教育相談でも「友人関係」に関する悩みは、上位の相談内容となっています。来年度より大学教授等と連携し、「友人ストレス」も含め本県でのいじめの原因や発生構造について研究を行い、発生リスクを抑える取組を今後進めてまいります。

いじめを行う児童生徒に対しては、教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるよう根気強く指導を継続しています。

指導に当たっては、県教育委員会が作成した「いじめの対応マニュアル」や「事例から学ぶいじめ対応集」を活用しています。加害児童生徒の家庭環境や発達特性等の個人的な素因等からも十分に見立てを行い、必要に応じて心理的支援や、福祉的視点からの支援を行うこと等、具体的な対応を示しています。更に、指導困難な事象については、福祉や医療をはじめとする関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、より効果的な指導・支援につなげています。

子どもたちをいじめに向かわせないためには、人権を基本とした人間関係を学校に根付かせることが大切です。県教育委員会では、「人権教育の推進についての基本方針」や「人権教育推進プラン」に基づいて人権教育の推進に努めています。本プランでは、人権教育を進める基本的視点として、①一人一人の可能性を伸ばす、②一人一人のちがいを豊かさとしてとらえる、③一人一人のつながりを大切にする、ことを教員に求めています。

そのために、県教育委員会では、人権意識を向上し、学び続ける教員の育成に向け、初任からそれぞれのライフステージに応じた人権研修や個別具体の人権課題に即した研修など、研修体系の整備に努めています。

なお、奈良県人権教育研究会や奈良県高等学校人権教育研究会等では、小・中・高の教員が自発的に研究会活動に参加し、研究発表や研究授業を通して指導力の向上に努めています。

議員お述べのように、子どもの「いじめ」問題への対策は、早期発見・早期対応とともに未然防止の取組が重要です。そのためには、いじめについて理解を深め、教員一人一人が指導力を身に付け、学校にいじめを許さない人権文化を育てることが大切であると考えています。

【再質問要旨】

いじめを考えるにあたっての基本的な認識はどうか。教育長のお考えをお聞かせ願いたい。

【再答弁要旨】

学校には、正規の教育課程としての授業以外にも、行事や休み時間も含めたカリキュラムがあり、その中で人権意識が子どもに根付いていきます。そのためには、教員の人権意識というものが高まらなければなりません。そのことはいじめを発見することにもつながります。教員は、生徒から様々な情報を受信し、また様々な情報を生徒に発信することにより、一人一人の子どもとしっかりと結ばれます。そのような関係をつくるためには、子どもの思いを受け取る豊かな感性、例えば、机の間隔が少し空いていることから、子ども同士の関係が空いてしまっているのではないかと捉えるような、鋭い感性をもつことが大切だと思います。

【要望要旨】

いじめを考えるにあたって、教育長は「いじめは人権侵害である」と話された。まずは、そのことをはっきりさせる必要があると思う。また、いじめる側は、人権を侵害する加害者、いじめられる側は被害者である、という原則を明らかにしておく必要があると思う。

質問者：藤野議員(民進党)	答弁者：知事	所管：学校支援課
---------------	--------	----------

【質問要旨】

○ 新年度予算について

(2) 地方消費税の清算金増収分について、県と同様に市町村にも教育環境の充実に取り組んでもらうべきだと考えるが、県内市町村に対し、県はどのように取組を進めようとしているのか。

【答弁要旨】

地方消費税の清算金増収分の対応についてのご質問がございました。

県内市町村に対する取り組み、県の姿勢という質問でございます。

県立高等学校におきましては、施設の耐震化や空調設備の整備が重要な課題となっておりますが、平成30年度税制改正における地方消費税清算基準の見直しに伴い、今後、増収が見込まれますことから、これを財源として耐震化や空調設備などの教育環境の充実に推進したいと考えています。

一方、県内市町村の小中学校の教育環境につきましては、施設の耐震化は概ね完了しておりますが、空調設備の設置率やトイレの洋式化率は全国平均に比べ遅れている状況でございます。児童、生徒の学校生活において重要な課題であると理解しております。

市町村の教育環境の整備については、県内市町村においても、地方消費税清算基準の見直しに伴う増収が見込まれますので、県の対応を参考に、取組を進めていただければと考えており、さまざまな機会を通じて市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

さらに、これを後押しするため、県からの財政的な支援といたしまして、平成30年度当初予算案におきましては、これらの整備に活用いただけるよう市町村振興資金の予算額を5億円拡充いたしました。

市町村振興資金は、厳しい財政状況の中、住民サービスの維持向上、地域の発展に取り組む市町村を支援するため、公共施設等の整備に必要な資金を低利で貸し付けるものでございます。市町村の財政健全化に資する有用な制度として、これまでも多くの市町村に活用されてきました。

県としては、市町村においても教育環境の充実に向けて前向きに取り組んでいただきたいというメッセージを込めまして、この振興資金の貸付枠の拡充により、引き続き、支援したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、教育環境の充実は、市町村の小中学校等を含めた県内の公立学校にとって重要な課題であると考えています。

そのため、県内一丸となって、学校施設等の整備等、教育環境の充実に取り組んでいただけることを期待しております。

【要望要旨】

今回の消費税清算金の増収額分は、教育予算の充実ということで県民に還元される、これは大変評価をするところです。今後も引き続き公立学校、私立高校、あるいは市町村における教育の振興及び充実に取り組んでいただきたいと願うところです。

また、こういった教育をはじめ、医療や就労など、新年度予算におけるくらしの向上、あるいは、未来を見据えたこの取り組みを大いに期待をしてまいりたいとこのように思います。

3月2日代表質問

質問者：藤野議員(民進党)

答弁者：教育長

所管：教職員課

【質問要旨】

○教員の働き方改革について

(1) 県教育委員会として、教員のメンタルヘルス不調の未然防止に努めるため、県内の公立小中学校における労働安全衛生管理体制の整備について、どのように取り組んでいるのか。

【答弁要旨】

教職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法により、学校における労働安全衛生管理体制の整備が求められております。

市町村立学校における安全衛生管理体制の整備は、市町村教育委員会にその責務があるとされていますが、県教育委員会では、これまで市町村教育委員会に対して、市町村教育長会議や担当者会議において、関係法令等の説明を行うなど、労働安全衛生管理体制の整備を進めるよう指導・助言を行ってまいりました。

また、平成27年12月から、改正労働安全衛生法に基づき、従業員50人以上の事業所には、ストレスチェック制度の導入が義務付けられております。県立学校においては、平成28年度から、すべての県立学校で実施しております。教員のメンタルヘルス不調は、児童生徒への教育の質に影響することから、その予防の重要性に鑑み、教職員数に関わらず、すべての学校においてストレスチェックを導入すべきと考えており、市町村教育委員会に対して、機会を捉えて、制度の導入に向け働きかけを行っているところです。

現在、国が市町村教育委員会に対して、労働安全衛生管理体制等に関する調査を行っております。取組が遅れている市町村に対しては、今後は、個別ヒヤリングを行うなど、早期に全ての市町村立学校で体制が整備できるよう県教委として鋭意努力してまいります。

3月2日代表質問

質問者：藤野議員(民進党)	答弁者：教育長	所管：教職員課
---------------	---------	---------

【質問要旨】

○教員の働き方改革について

(2) 通知表や指導要録など書類の電子化を推進し、事務作業に取られる時間の解消を図るべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

教員の業務負担を軽減し、子どもに向き合う時間を確保するため、通知表や指導要録などの書類の電子化にとどまらず、成績処理・出欠管理、保健室管理など、学校における校務の情報化を、積極的に進めるべきであると考えております。

県教育委員会では、来年度、学校における校務の情報化を支援するため、統合型校務支援システムを全ての県立学校に導入いたします。また、国の実証研究事業に応募し、市町村立学校が共同利用できる枠組みづくりに取り組みたいと考えております。なお、現在、システムの共同運用に関する協議会設置に向けて、県内全市町村教育委員会の情報化推進担当者による準備委員会を立ち上げて協議を行っているところでございます。

今後も、校務の情報化による教員の業務負担の軽減を図るため、市町村と連携し、システムの導入に向けた検討を進めてまいります。

3月2日代表質問

質問者：藤野議員(民進党)	答弁者：教育長	所管：教職員課
---------------	---------	---------

【質問要旨】

○教員の働き方改革について

(3) 臨時的任用教職員である講師の待遇改善に向けて、県教育委員会としてどのように取り組んでいるのか。

【答弁要旨】

職員の給料につきましては、臨時的に採用する「講師」と採用試験に合格し、正規に採用する「教諭」では、適用される級が異なるため、その給料に差が生じます。しかしながら、講師の待遇については、基本的に正規教職員の規定に準じることとし、給料についても、人事委員会勧告を反映する等正規教職員の給料の見直しに合わせ、同様の見直しを行っているほか、各種手当については、原則、正規教職員と同じ内容となっております。

さらに、年次有給休暇は任用期間に応じた日数を付与し、年次有給休暇の繰越につきましても、平成27年度より認めることとするなど改善を図っています。

す。

なお、教員採用試験において、直近5年間で3年以上の講師経験を有する者に対しては、一次試験で面接を免除するなどのその経験を一定評価しております。

議員お述べのとおり、地方公務員法・地方自治法が一部改正され、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、平成32年4月の法施行までに、近隣府県の教育委員会とも情報交換をしながら、臨時的任用教職員の任用・待遇について検討していきたいと考えております。

【要望要旨】

教員の働き方改革によって創出される時間や健康、あるいは自己研鑽による1人1人の成長は、仕事と生活の質を高めるものであると思います。教師、講師の先生が生き生きと働く姿というのは子どもたちにも伝わっていき、また明るく元気のある学校につながっていきます。今の学校と地域の関係からすると、明るい地域につながっていくと思っています。今後の教員の働き方改革は、働く人の立場に立って県教育委員会として取り組んでいただきますよう要望します。

3月5日代表質問

質問者：大国議員(公明党)

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○「心のバリアフリー」に向けた取組について

(2) 県内の学校現場における、障害ある人との交流及び共同学習について、これまでどのように取り組んできたのか。また、「心のバリアフリー」を踏まえた、障害のある人との交流及び共同学習について、どのように考えているのか。

【答弁要旨】

障害のある子どもが、地域社会の中で積極的な活動を行い、社会の一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して、相互理解を図ることが極めて重要です。

県教育委員会では、平成25年度に、よりよい交流及び共同学習を進めるためのリーフレットを作成し、交流教育に取り組んでまいりました。その結果、平成28年度では、特別支援学校と学校単位で交流及び共同学習を行う「学校間交流」は、小学校では17.2%、全国平均は16.0%、中学校では17.3%、全国平均は18.0%で、0.7%下回っています。また、小学校や中学校の校区に居住する特別支援学校の児童生徒と個別に行う「居住地校交流」は、小学校で54%、全国平均37%、中学校で24%、全国平均は23%です。

また、平成28年度からは、高等養護学校の分教室を高等学校3校に設置し、新たな交流教育をスタートさせました。現在、2年生64名、3年生30名の分教室の生徒が高等学校の授業や学校行事、また、部活動に参加をして、日常的に交流及び共同学習に取り組んでいるところです。

学校での「心のバリアフリー」とは、障害のある子どもとない子どもの相互理解を深め、互いの人格と個性を尊重し、共に支え合うことであると考えています。今後、高等学校に設置した分教室における交流教育が「心のバリアフリー」の実現につながることを期待し、推進してまいります。

3月5日代表質問

質問者：大国議員(公明党)

答弁者：教育長

所管：保健体育課

【質問要旨】

○てんかん対策について

(3) 県内の学校現場では、てんかんを有する子どもに対して、具体的にどのような対応をしているのか。

【答弁要旨】

学校においては、児童生徒の心身の健康に関し養護教諭、学級担任、学校医等が連携して健康相談を行っている。事前に子どもの健康状態を把握することを目的として、保護者に対して保健調査票の提出を年度当初にお願いしている。

保健調査票には学校生活を安全・安心に送る上で、教職員等が留意しておくべき心臓病、腎臓病、てんかん等の既往歴や予防接種歴など様々な保健情報や緊急連絡先等も記載されている。

学校では、健康相談や保健調査票から、児童生徒が、てんかんを持っているかどうかを把握する。てんかんの発作にはいくつかの種類があり、保護者や主治医からその症状や対応について詳細に確認した上で、管理職、学級担任、養護教諭等、関係する教職員で個別の対応手順についてマニュアル化し対応することになる。

てんかん発作への対応については、養護教諭が基本的な知識・理解を有し、応急対応も可能であるが、各学校において組織的な対応を図ることが大切である。また、てんかん発作が起こると周りの子どもは大変驚くと同時に興味本位で見ってしまうことがある。教育のよい機会と捉え、てんかんに対する偏見を持たさないよう子どもを指導することも本人が安心して学校生活を送ることにつながると考える。

質問者：国中議員(自由民主党)	答弁者：教育長	所管：教育研究所 学校教育課
-----------------	---------	-------------------

【質問要旨】

○「南部を元気にする」施策について

(8) 教育について

①「へき地教育」について、教育研究所はどのような役割を果たしてきたのか伺いたい。また、今後の方策としてどのような考えを持っているのか。今までの県教育行政のあり方をみると、「北高南低型」教育行政が脈々と続いているが、「南部の教育を元気にする」決意はどうか。

②昨年2月議会で、大淀・吉野高校のあり方について質問をしたところ、大淀高校はコミュニティ・スクール化、吉野高校は3科を一括募集して2年時に生徒の適性に応じて進路指導する旨、答弁いただいた。まもなく1年が経過しようとしているが、両校の成果はあがっているのか。

【答弁要旨】

議員お述べのように、県内どの地域にあっても質の高い教育を行うことは公教育の果たす役割の一つであり、へき地教育の充実が重要課題であると認識し、これまで取り組んでまいりました。

教育研究所では、平成27年度に設置した学校教育アドバイザー系の指導主事等が、へき地学校の教育活動等の充実を図るために毎年すべての学校を計画的に訪問し、各学校の教育力の向上のため指導・助言を行っているところです。特に、中学校においては長年課題となっていた免許外教科担任の解消に目途が立っています。

今後の対策としては、複式学級の指導方法を確立するとともに、へき地学校へ大学生を派遣し、将来の担い手の育成を推進いたします。そのため、へき地学校を有する市町村の教育長等で構成するへき地教育振興協議会と奈良教育大学と県教育委員会の三者で年度末に協定を結びます。奈良教育大学の学生が将来、へき地教育を支える人材となることを期待しています。この協定が南部の教育を元気にする私の決意の表れであると御理解願います。

本年度からコミュニティ・スクールとなった大淀高校では、小学生を対象とした陸上教室の開催や、看護・医療コースの生徒が大淀町長寿介護課等と協働し認知症に対する地域住民の理解を深める「やすらぎカフェ」等の企画・準備・運営に主体的に取り組んでいます。なお、大淀高校はこれまでの取組が評価され、「地域学校協働活動」の推進に係る文部科学大臣表彰を昨年末に受賞しました。

また、吉野高校では、本年度から全ての入学生が、トンネルの工事現場や森林技術センターなどの施設を見学するなど、各学科の学習内容を理解した上で、学科を選択することが可能となり、3学科の選択者数は、学科別募集時ほどの偏りはなかったと聞いています。しかし、吉野高校では、本年度の特色選抜でも定員割れの課題が継続しているため、高校教育の質の向上の観点から県立高等学校の適正化の中でしっかり検討してまいります。

質問者：松本議員(自民党絆)

答弁者：教育長

所管：保健体育課

【質問要旨】

○部活動指導員の導入について

部活動指導員の導入は、部活動の質的な向上と教員の負担軽減の両面で効果的
と考えるが、県教委では、どのように進めていこうと考えているのか。

【答弁要旨】

国は、学校における部活動の指導体制の充実を図るために、部活動指導員を制
度化する「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」を平成29年4月1日に
施行した。

部活動指導員の主な職務は、部活動において、校長の監督を受け、技術的な指
導に従事することのほか、年間・月間指導計画の作成や安全・障害予防に関する
知識・技能の指導、また、大会・練習試合の引率も可能である。

県教育委員会では、議員の述べのとおり、部活動指導員の導入は部活動の質的
向上と教員の負担軽減の両面で効果的であると考え、「部活動指導員配置促進事
業」を新規事業として、本議会に予算案を提出しているところ。費用負担は国1
／3、県1／3、市町村1／3となっている。この導入に際し各市町村教育委員
会に対して、導入調査を行い、5市5町1村の48中学校に74名の部活動指導
員の配置を計画したところ。

各市町村教育委員会は、部活動指導員を任用する場合には、部活動指導員の身
分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償等の事項について、規則等を整備す
る必要がある。県教育委員会では、今後、配置を希望する各市町村教育委員会を
対象として説明会を開催する中で、規則等の整備や補助金申請に係る手続き等
について説明し、すみやかに部活動指導員を配置できるよう、市町村教育委員会を
支援して参る。

【再質問要旨】

県教育委員会として、市町村教育委員会が任用する部活動指導員に求められる
一定の資質をどのように担保していくのか。

【再答弁要旨】

部活動指導員についてであるが、教員OBの場合は一定資質が担保できると思
うが、同じ市町村内に必ずいるとは限らないため、本人にも了承を取った上で、
他の市町村へ紹介することもできるのではないかと考えている。

また、国は研修を市町村教育委員会や学校に求めているが、その研修の内容
は、部活動の位置づけや教育的意義のほか、生徒の発達段階に応じた科学的な指
導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止などを盛り込むこととなっている。

市町村単位での研修は、効率も悪く、研修内容を統一できるのかという不安も
あることから、年間2回県で運動部活動指導者研修会を教員に対して実施してい

るが、この研修会に指導員も必ず参加するよう求めたいと考えている。

【再々発言】

今後、ますます本県の運動部活動が、充実・発展していきますようお願いする。

3月6日一般質問

質問者：梶川議員(創生奈良)

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○医療的ケアを必要とする子どもたちへの学校現場での対応について

現在、学校現場での医療的ケアを必要とする子どもたちへの対応はどのようになっているのか。

【答弁要旨】

本県では、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童生徒は、平成29年5月現在、特別支援学校4校に105名、5市にわたる小学校7校において8名、在籍しています。

現在、特別支援学校では、看護師資格を有する教職員12名を配置し、医療的ケアの体制を整備しているところです。今年度、こうした体制の下、口腔内のたんの吸引などの特定の行為を実施するために、所定の研修を修了した教員102名が、医療的ケアにも当たっております。

小・中学校におきましては、医療的ケアを実施する場合は、原則として看護師を配置又は活用し、医療的ケアに当たることとされています。今年度、医療的ケアを必要とする児童が在籍している市では、国の事業を活用したり、市単独の予算措置等により看護師を配置し、児童への対応をしています。

特に、小・中学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れる場合、教員の専門性の確保、校長を中心とした医師、看護師、保護者等との連携・協力の下に、組織的な体制整備を求めているところです。

今後、該当する小・中学校には、体制整備に向けて、医療的ケアに関してセンター的機能を有する奈良養護学校及び明日香養護学校と連携を図ることや、特別支援学校の医療的ケアに関する運営協議会等への参加することを積極的に働きかけてまいります。

質問者：太田議員(日本共産党)	答弁者：教育長	所管：教育振興大綱推進課
-----------------	---------	--------------

【質問要旨】

○県立高校の再編問題について

県立高校のあり方については県民全体の問題として考える必要があり、拙速なスケジュールで進められる県立高校の新たな適正化計画は見直すべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

県立高等学校の今回の適正化は、再編計画終了後の本県教育を検証し、課題を改善しようとする事から、教育委員会内部で平成26年度から議論をスタートさせました。その課題としては、1つ目に再編計画が中長期的な生徒数減少に対応できていたのかどうか、2つ目には南部・東部に設置している高校で定員割れが続いていること、3つ目には本年度の耐震集中期間後にも補強改築校舎が残っていること、4つ目にはトイレの洋式化・教室のIT化が遅れていることなどが挙げられます。これらの課題は、喫緊の課題であり、また、それぞれを個別に解決できる課題ではないため、県教育委員会では、臨時会で適正化の推進方針を検討することといたしました。

もちろんこれまでからも、再編計画後の課題に対応してまいりました。平成27年度には、県立二階堂高等学校の普通科を総合学科であるキャリアデザイン科に教育内容を大きく再編成し、生徒全員が福祉体験をすることや、専門学校との連携によるダブルスクールを導入することなどを実施しています。一人一人の生徒が自らの将来像を主体的に描き、約30名の卒業生が福祉関係に進むなど、実学教育の推進による成果が出ています。今回の適正化においては、この例のように、社会とつながる実学教育や地域とつながる教育の推進を図りつつ、2020年から実施される新学習指導要領も踏まえながら、高校教育の質向上を図ってまいりたいと思います。また、グローバル人材の育成を目指した新しい学校づくりを行うなど高校教育の再編成を図りながら、時代の要請に応じたこれからの高校教育を創造したいとも考えています。

今後は、3月8日に開催する臨時教育委員会において、「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～(案)」を取りまとめ、翌9日の文教くらし委員会で報告いたします。さらに、この方針(案)をパブリック・コメントに付し、県民の皆さまから広く御意見をいただいた上で方針を確定し、6月には、具体的な学校の再編等を含めた適正化の実施計画案を取りまとめたいと思います。

【再質問要旨】

前回の再編について、「選択の幅が狭くなり多くの子どもたちが苦しんだ」などの意見があるが、こうした意見をどのように受け止め、今後どのように反映しようと思っているのか。

【再答弁要旨】

前回の再編について、魅力と活力ある学校づくりでは、不十分な点もあるのではないかと思っている。また、普通科については、未だ行ける学校を選択しているのではないかという思いをもっている。

A1が進展する中で、子どもたちが何に興味・関心があるのかということをお大事にする必要がある。子どもたちの興味・関心を大事にし、学校を魅力化することによって、子どもたちに幅の広い選択肢を提供できるのではないかと考えている。

【再々質問要旨】

高校の専門化や特色化によって、中学校3年生が、将来を見据えた高校選択をすることが難しくなるのではないか。

また、高田東高校など、廃校後に校舎の活用が図られずに、遊休施設になっている学校が存在する。地域にとって賑わいや活力になっていた施設が、廃校になってそのまま放置されるという状況はよいとは思わない。

高校の再編計画は学校関係者の問題ではなく、地域や県民全体の問題でもあると考える。このスケジュールはあまりにも拙速ではないか。今後、ますます本県の運動部活動が、充実・発展していきますようお願いする。

【再々答弁要旨】

教育の世界では不易と流行という言葉がある。現状を維持するということは、ある意味では後退につながるのではないか。不易と流行というそれぞれ大事にしなが、適正化を推進していきたい。

【意見】

再編計画は、子どもの健全な発達、成長を、県としてどのように保障していくのかということが大前提で、議論が進められなければならない。今回の再編計画は、県の進める合理化の中で進められているのではないかという受け止めがあることを指摘しておく。

質問者：新谷議員(自由民主党)

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○へき地教育の充実について

へき地教育の充実に向けて、県教育委員会として、今後どのように取り組んでいくのか。

【答弁要旨】

本県の教育振興大綱では、意欲ある全ての者に地理的・時間的な制約等にかかわらず学習機会を確保することを施策の方向性に位置付けており、県教育委員会ではへき地教育の充実が本県の重要課題であると認識し、積極的に取り組んでいます。

県教育委員会では、「奈良県へき地教育研究振興大会」を開催することにより、へき地が直面する教育上の諸課題について研究協議し、へき地教育の振興と充実を図っています。本年度の大会では、学校同士をICT機器でつなく遠隔合同授業や、ふるさと学習など創意工夫ある教育実践が報告され、県内外から739名もの参加を得たところです。特に遠隔合同授業においては、平成27年度から進めてきた少人数学級のデメリットを最小限にするための研究開発の成果を、御杖村と曾爾村の小中学校間でテレビ画面を介して互いに意見を述べ合う国語科の授業を通して発表しました。

また、へき地教育振興協議会と奈良教育大学と県教育委員会の三者で協定を結ぶことを申し上げましたが、その具体的な取組として、来年度から奈良教育大学において開設予定の「山間地教育入門」講座では、大学生がへき地学校で実習や学習支援等を行う予定です。

さらに、へき地学校では、一流の文化芸術団体に接する機会が少ないため、文化庁の「文化芸術による子供の育成事業」を活用し、希望する全てのへき地学校で実施しています。本年度は1市4村の小・中学校でオーケストラや人形浄瑠璃などを開催し、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞する体験を通して、豊かな心を育むとともに、地域文化の向上にも貢献しています。

今後とも、当該市町村の教育委員会や大学等と連携・協力し、へき地学校から県内の学校へ優れた教育実践を発信していけるよう、へき地教育の充実に取り組んでまいります。

(平成30年3月9日(金) 第2委員会室)

平成30年2月

文教くらし委員会の概要

教育委員会

項目 県立高等学校の頭髪指導について

質問者 宮本委員：日本共産党

県立高等学校の頭髪指導の実態はどうか。

【回答】

現在、全ての県立高等学校（全日制課程）において、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として頭髪や制服の着こなし等について一定の基準やルールに関する校則を定めている。

各学校では、校則の運用について、個々の生徒の特性や状況等により柔軟に対応することも必要であると考えている。

頭髪や制服の着こなしに関しては、生徒が集団の一員としてルールを守り、社会へ出て行く上で必要な身だしなみやマナーを身に付けるという教育活動を、各学校の教育目標等に沿って行っている。

頭髪指導に関しては、全ての学校で指導をしているが、委員お述べの大阪の例のような実態はなく、生徒が、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うとともに、指導が必要な場合は、生徒や保護者に丁寧に説明し理解を得るよう各学校とも努力をしており、県教育委員会でも、そのように各学校に指導している。

（相知生徒指導支援室室長）

地毛証明書について、どのくらいの学校で提出を求めているか。

【回答】

県立高等学校全日制課程32校のうち、頭髪に関して、保護者が書面を提出する学校は14校である。面談等口頭で確認する学校が15校、3校が保護者から頭髪に関する書面の提出や面談等での確認を実施していない。

（相知生徒指導支援室室長）

幼少期の写真を添付する地毛証明書について、どのように人権的な配慮がなされているのか。

【回答】

頭髪の届に関する指導は、髪の毛が茶色い、パーマのように見えるから届を出すということではなく、入学時に校則に従い髪は染めない、パーマはあてない等、高校生らしくTPOやマナーを守った誠実な高校生活について説明し指導している。その際、生来や事情により頭髪について、保護者・本人から届出の希望があれば提出の案内をしている。

頭髪の届については、全教職員で共通認識し、配慮して生徒指導ができる手段として活用している。また、届の制度がある全14校からは、必要な場合にのみ届を使用していると報告を受けている。

（相知生徒指導支援室室長）

地毛証明書の書式に問題があるものもあると考える。

【意見】

項目	全国学力調査について
質問者	宮本委員：日本共産党

本県の学力の状況は、全国平均と比べてどのくらいの差があるか。

【回答】

本県の児童生徒の学力について、平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果に見られる本県の児童生徒の状況は、小学校においては、国語A、国語B、算数A、算数Bの全ての調査において、全国平均正答数を0.1から0.2ポイント下回っている。
中学校においては、国語Bで全国平均正答数を0.1ポイント下回った以外は、同ポイント又は0.1ポイント上回っている。

(深田学校教育課長)

項目	体力テストについて
質問者	宮本委員：日本共産党

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本県が全国平均より低いとされるデータはどれくらい低いのか。

【回答】

平成29年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査テストの全国と県の比較について回答する。

体力テストの種目は8種目あって、各種目10点満点で、合計点80点満点で比較している。本年度の結果は、小学校5年生の男子は全国より0.52ポイント、女子は0.31ポイント低かった。

中学校2年生の男子は0.57ポイント高く、女子は0.09ポイント低かった。小学校は全国平均並みか若干低い、中学校は全国平均より若干高いという結果であった。

(吉田保健体育課長)

項目	就学前教育プログラムについて
質問者	宮本委員：日本共産党

地域振興部で出されている就学前教育プログラムは、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力等調査結果を課題と捉えて実施すると奈良県教育振興大綱に書かれている。課題として挙げられているものの全国平均との差は僅差であり、それをプログラム作成の理由に挙げることは妥当なのか。

【回答】

就学前教育プログラムは地域振興部で作成しているものである。就学前教育については、自尊感情や規範意識など、非認知的能力の向上の基礎が培われる時期であり、小学校以降の学力調査等の結果から見える課題を克服することを目的に、このプログラムが作成されているものと認識している。

(石井教育研究所副所長)

アメリカのハイスコープ就学前カリキュラムとはどういうものか。

【回答】

ハイスコープ就学前カリキュラムとは、子どもの発達を8つの段階で表し、保育を進める中で、子どもの行動をこの8段階の発達に照らして見取っていくものであり、保育者が発達を促すための関わり方を示しているものと記憶している。

(石井教育研究所副所長)

声かけの実例を示して、教員の指導研修で使うとのことだが、教え込むという内容になっており、そこに矛盾を感じるがいかがか。

【回答】

就学前教育プログラムそのものは事細かく書かれているように見えるが、園所の実態に応じて取り組んでいただくことになるかと理解している。特に幼児教育は遊びや生活を中心に行われるものであり、保育者は子どもの主体性を踏まえながら、育ちを促していくような声かけをしていく、保育者のサポートというものではないかと認識している。例えば、野菜が苦手な子どもには「野菜が苦手なんだね」と気持ちを受け止めることから、保育者はサポートを始めていくというようなことが記載されており、子どもたちの主体性は尊重されているものと認識している。

(石井教育研究所副所長)

子どもの主体性ではなく、教える側の主体性が損なわれるのではないか。そこを問題としている。自主的な応用を奪うことにならないか。

【回答】

教員の自主性は大事である。就学前教育プログラムは、教員の自主性を損なわないように、全県的な事例に基づき、それぞれの園で何を取り上げるのかということは園に任されており、一斉に強制して指導していくものではないと認識している。

(吉田教育長)

項目 県立高校の再編問題について

質問者 宮本委員、日本共産党

前回の再編で、「選択肢が減った」「15歳で選べない」「公教育はどうあるべきか」という意見を聞くが、どのように受け止め、総括しているか。

【回答】

前回の再編後の課題として、耐震化の遅れたこと、生徒減少に十分対応できていなかったことがあると考えている。また、学校単位で専門学科・普通科を分けたことで課題が出たことから、1年生で基本的な学びをしながら、2年生で自由な選択が可能となる総合学科の設置推進も考えられるのではないかと。普通科については、原則的に地域には一つ維持する方向で考える。

(吉田教育長)

耐震化が遅れているのは、奈良高校が該当すると思うが、奈良高校を含めた再編成と考えてよいか。

【回答】

普通科の配置については、人口の少ない地域で、単独校か、総合学科と併置するかなどの配置を考えていく。奈良高校には耐震化の問題がある。この対応を含めて検討していく。

(吉田教育長)

生徒数の減少は、学級数減、学級定数の改善で対応できるのではないかと。

【回答】

学級定員を下げると、教員を県単独で措置しなければならないが、これから、トイレの洋式化や老朽化による改築も必要な中で、この措置が効果があるのかは疑問。

(吉田教育長)

なら食と農の魅力創造国際大学校との連携・接続が示されているが、即戦力志向や、行政・産業界の都合で公教育の在り方を考えているのではないかと疑問をもっている。高校生に、社会の即戦力となりうる経験、知識、スキルを身に付けられるかは疑問。

【回答】

高校を卒業してすぐに即戦力となるかどうかについては、意見としてうかがっておく。

(吉田教育長)

県立高校の収容率は、いつ決められたのか。また、率を維持する必要があるのか。

【回答】

生徒急増期に、公立・私立の受け入れを検討しているときに、65%前後で維持されていたが、この数字に意味があるのかという議論がなされ、今は、定めてはおらず、定めるべきでもないと考えている。倍率などを参考に、その時々に応じて考えていくべき問題である。
(吉田教育長)

普通科高校の役割についてお聞きしたい。

【回答】

普通科高校は基礎的な知識や技能を身に付ける高校として重要であると考えている。普通科高校においても、前向きな人生を送るために体験的な学習は必要と考えており、今後インターンシップ等の体験的な学習などキャリア教育を充実したい。
(前田教育振興大綱推進課長)

学校数が減ることが選択肢を奪うことにならないようにすべきと思っている。また、教育内容について、時代のニーズや、産業界・県行政の都合に合わせて変えていくことがあってはならない。教育の目的は人格の形成にあることを踏まえ、「不易と流行」の易の部分が投げ捨てられることのないようにという思いをもっている。

【回答】

二階堂高校において、普通科をキャリア教育を重視した総合学科に変えたが、定員割れもなくなり、成功事例だと考えている。
(吉田教育長)

項目 県立高等学校適正化推進方針案について

質問者 岡委員：公明党

本県の10歳から14歳の人口推計から単純に考えると、2040年には現在の33校のうち3割を減らさなければならないこととなるが、目標や考え方において、具体的な学校数を念頭においた検討を行うのか。

私立高校は実質的に、授業料無償化の方向に動いているが、私立高校と公立高校のバランスにどのような影響が出ると考えているか。

【回答】

前回の再編では、学校の規模を8学級を標準にするという考え方に基づき、結果として10校減になった。今回の適正化については、学校の規模については標準数を特に定めていない。目標数をどう置くかについては、方針決定後に、計画を立てる中で考えていく。

私立無償化の影響は、今のところ明確にはわからないが、そのことも踏まえて、今後、どのような学校づくりをしていくかについて考えているところ。
(前田教育振興大綱推進課長)

小学生が100万人を切るという時代に、学校を減らさなければならないというのはやむを得ない。再編を、いい学校を作るチャンスととらえてもらいたい。

どの学校に行きたいかを決めるのは子どもたちである。授業料無償化により、流れが若干変わる可能性がある。公立高校は危機感を今以上をもって、私立高校との競争に対抗できる学校づくりを念頭に置いた議論をしてもらいたい。

【要望】

項目 臨時的任用講師の不足について

質問者 岡委員：公明党

病気等で急に先生が休んだときに代替教員の配置対応が難しいという状況が起こっている。特に小学校の校長や教頭がその対応に追われ、本来の管理職としての業務に取りつかれずたいへんな状況に追いやられている。

その背景の一つとして、経験のある早期退職者の方々はたくさんいるが、免許更新制度ができたことによって有償で30時間の講習を受けるというのが負担になっていて、教壇を降りればほとんど更新をしていないという方が多くなっていることがある。よって急遽お願いしても、免許状を持っていないからできないというケースが多くなっている。特に小学校に多い。

聞いたことによると、榎原市では、地教委だけでは対応ができず、すぐに代用の先生が決まらなかった。ここで提案であるが、県教委が持っているデータで登録バンクのようなものをつくっていただけませんか。

【回答】

現在、県教育委員会では事前の講師登録制度をとっている。学校に欠員が生じた場合には、講師登録をさせていただいている方の中から、教科や勤務地を考慮して選考している。

退職をされた先生方も登録をさせていただくことは可能であり、実際に講師として勤務もさせていただいている。退職された先生方を含めて、講師登録について今後もPRをしていきたい。(香河教職員課長)

今までやってきたということだが、なぜ現場で対応できていないという声があがるのか。具体例では、市教委に要請したが市には情報がなくそれ以上動いてもらえなかった。本来であれば市と県が連携して、登録されている情報を交換すべきである。個人情報問題もあるので校長から連絡もできないし、情報も少ない。県教委がしっかりと取り組んでほしい。やっているということであるが、受け身なのか、積極的に進めているのか。

【回答】

県費負担教職員が休暇等をとった場合の代替の教員は、県で任用している。市町村教委から連絡があれば、県で人を探して配置をしている。連絡をいただければ、登録名簿の中から選考していきたい。(香河教職員課長)

登録は、どれくらいあるのか。すぐに対応できる程度の情報を持っているのか。

【回答】

登録の人数は今、手元にない。教科によって登録の人数に差があるが、可能な限り県で手を尽くして講師を確保するというところで取り組んできている。

(香河教職員課長)

現場が困っていることは事実である。何とか対応を考えてあげないといけない。

最近教頭試験を受ける希望者が減ってきている。朝の開門から夜の閉門施錠まで教頭先生の勤務の実態を見ていると、管理職に対するの魅力を感じない。教頭試験の受験資格があるにも関わらず、受けない方が増えてきているのが実態である。教育長、何かお考えがあればお聞かせ願いたい。

【回答】

登録者数は、3月の時点ではたくさん登録されているが、4月になると講師として任用していくので確かに少なくなっていく。場合によっては年度途中になると、いない。おそらく榎原市のケースは、管理主事が必死で探しても見当たらない状況が起こっていると思われる。辞めた先生が免許更新をしなくてもいいから、経験を持っているということで入ってほしいというようなケースはあるかと思う。免許更新をするまで待つてほしいというような対応は、できないので、そういった先生を任用できる手立てはないか、県として考えていきたい。国にも働きかけをしていきたいと思っている。

管理職の仕事に、臨時の先生を探すこととか、アンケートなど国から県から市からの調査があるとか、あるいは、会議が頻繁に行われることなどがあって、それらの業務についてのどのように精査するかは、教員全体の働き方改革の中でも議論されている。われわれもしっかり議論をして優秀な先生が管理職を目指してもらえるような環境をつくるということが、非常に大事だと思っている。

(吉田教育長)

教育長がおっしゃったとおりである。国にもルールを見直してほしいことを今要望してい

る。更新をしていない方がほんの短期間教壇に立つことについては、特例的な方法で何か基準を設けて、例えば10年以上教壇に立っているとか最近3年以内に教壇に立っていたとかの条件付きでピンチヒッターとしての制度をつくれぬのかと、国の方にもお願いしたところである。国とも連携しながら何とかすすめてもらいたい。

【要望】

項目	通級教室指導教員について
----	--------------

質問者	岡委員：公明党
-----	---------

通級指導教室の担当としての指導をする教員が非常に不足しているという話を聞いている。通級指導教室担当の先生のこれからの欠員、逆にいえば発達障害等の子どもが最近増えつつあって対応する人材が少ない。対応する先生は系統的にきちっと学習された先生が現場で対応していかないといけない。専門的な教育を受けた教員の配置が必要ではないかと考える。どうお考えか。

【回答】

奈良県では、通級指導より学級を開設して指導をするという傾向がずっと続いていた。しかし、最近では通級指導で対応しなければならない子どもたちが実際に増えている。特別支援学級と、学級には入らないが通級指導で子どもたちの課題を解決していく指導とがあり、これから通級指導が増えてくるわけだが、今取り組んでいるのは、特別支援学校と小中学校の交流である。従来は3年間の交流をしていたが、3年ともなると教員を手放せなくなる、そんな状況が起こっている。そこで、1年間だけの交流にし、小中学校の先生が特別支援学校で専門性を学んでもらい、特別支援学校の先生が小中学校に入りその専門性をみんなに見せてスキルを高めていく。これを今年度からスタートした。これが通級の指導力を向上させることにつながるのではないかと期待している。

(吉田教育長)

その認識を十分お持ちのようなので、より一層通級指導教室担当の先生の育成をお願いしたい。

項目	SNSを活用した相談について
----	----------------

質問者	岡委員：公明党
-----	---------

本県におけるSNSを活用したいじめ対策の取組状況と今後の方向性について伺いたい。

【回答】

平成28年総務省情報通信政策研究所の調査において、10代の子ども・若者が利用するコミュニケーションメディアで利用時間の最も長いものは、電話やメールではなく、SNSなどのソーシャルメディアである。

このことから、県教育委員会では、いじめ事象の早期発見・早期対応を目的として、従来から実施している電話・メールによる相談に加え、いじめを受けている児童生徒本人やいじめを目撃した児童生徒からSNSを通じてSOSをキャッチできる相談窓口設置の検討を平成29年度から始めており、SNSを運用する企業の協力を得て、相談の試験的運用を行っている。

試験的運用は、県立高等学校3校の約2900人の生徒を対象として実施した。期間は、1回3週間、10月と12月に2回の試行を実施した。その結果を集計するとともに、現在、対象生徒に事後のアンケート調査を実施している。

今後、アンケート調査の結果を分析し、課題と成果の整理を行うとともに、他府県の事例も参考にして、引き続き、平成30年度も試験的運用をさらに工夫を加えながら行いたい。

(相知生徒指導支援室長)

今後も、県として前向きに取り組んでいただきたい。

【要望】

項目	県立高等学校適正化推進方針案について
質問者	阪口委員：創生奈良

なら食と農の魅力創造国際大学校との連携については、どのように考えているか。

【回答】
連携としては、教育内容のノウハウを共有することについて検討している。
(前田教育振興大綱推進課長)

キャリア教育の充実とあるが、教育課程の中で実施するのか。

【回答】
キャリア教育については、全校種において、授業の中でも学外での活動でも行っていく。
(前田教育振興大綱推進課長)

普通科教育の中で、キャリア教育にどれくらいの時間が確保できるのか。

【回答】
時間数は特に決めていない。特別活動や、総合的な学習の時間以外にも日常の授業の中でも実施していく。量ではなく質であると考えている。
(前田教育振興大綱推進課長)

適正化については、生徒数の減少など全国的な課題であり、基本的な方針には賛成である。個別の問題については、状況に応じて検討してほしい。

【要望】

項目	市町村の小中学校のクーラー設置に対する県の支援について
質問者	阪口委員：創生奈良

今般、県立高等学校のクーラーの設置が予算化された。全ての学校にクーラーが設置されていく方向とのことで、非常にありがたいと思っている。そこで質問であるが、私は生駒市であり、この間もあすか野小学校と上中学校に視察に行ったが、小中学校では、コンピューター室、保健室、図書室等にはクーラーが設置されているが、普通教室には無い。市の管轄になるので、市の予算かとは思いますが、県としても市町村の小中学校のクーラーの設置について、できれば予算という事ではあるが、何か援助するような考えはあるのか。

【回答】
市町村の小中学校の空調整備に対する県の支援についてであるが、奈良県内の小中学校の空調整備については、普通教室で7.4%と全国に比べ非常に低い状況。
県立高等学校においては、空調整備を推進しているところであり、平成30年度の税制改正における地方消費税精算基準の見直しによる増収が見込まれるので、これを財源として空調整備や耐震化等の教育環境充実を進めていこうと考えている。
この地方消費税精算基準見直しに伴う増収は市町村においてもあることから、今申し上げた県の対応を参考に市町村においても取組を進めていただければと考えている。
さらにこれを後押しするため、県の市町村振興資金の貸付枠の拡大が予定されている。こういったもので、市町村の取組を後押ししていければと考えている。
これらの財政支援につき、各市町村に情報提供を行い、また様々な機会を通じ、県教委としても市町村教育委員会に対し働きかけをしていきたいと考えている。
また、国の財政支援として、文部科学省の学校施設環境改善交付金、これは補助率1/3であるが、こういった制度がある。国に対しても、必要な財源の確保につき、要望を行ってまいりたいと考えている。

(中西学校支援課長)

生駒市の市議員と連携し、市に働きかけていこうと考えている。

項目 地毛証明書について

質問者 阪口委員：創生奈良

県教育委員会として地毛証明書についてどのように考えているか。
学校が単独で規則を定めているのか。

【回答】

頭髮も含め各学校は、一定の基準やルールを校則として定めている。
校則については、各学校の教育目標や生徒の実情にあわせて定めているが、社会通念に照らして合理的と見なされる範囲で適切に定めることを指導している。
頭髮に関する相談は、県教育委員会が運営する電話相談、来所相談、メール相談では、過去3年間なかった。今年度、直接当室へ電話で1件の相談をいただいている。
(相知生徒指導支援室室長)

写真まで付ける地毛証明書については、教育の理念からみて校則先行とみられるので、調査して担当者と話をしたい。

【要望】

項目 部活動の外部指導者について

質問者 安井委員：自由民主党

部活動の外部指導者の役割、責任についてはどのようになっているのか。

【回答】

時間数は特に決めていない。特別活動や、総合的な学習の時間以外にも日常の授業の中でも中学校、高等学校の部活動については、学習指導要領に定められており、学校の教育活動の一環として実施しているところである。
県教委としては、専門的な指導者のいない学校に対しては、地域スポーツ人材活用支援事業を実施し、専門的な指導者を派遣して部活動を支援しているところである。
その外部指導者の責任等の及ぶ範囲については、部活動で事故等が起こった場合には、学校管理下での事故となるので一義的には学校と学校の設置者が責任を負うことになる。ただ、その過失や瑕疵が多いと認められる場合には、個人の責任も求められる場合もあるとは聞いているが、基本的には学校と設置者が組織的に対応していくことになる。

(吉田保健体育課長)

外部指導者は部活動において、十分な責任を負える、また技術的な信頼もある外部指導者であってほしいと思うが、選定の基準はあるのか。

【回答】

今までの外部指導者は技術的な指導が主な目的であったが、昨年度、省令の改正があり、部活動指導員という制度ができた。部活動指導員は技術的な指導は勿論のこと、部活動内での生徒指導もでき、練習計画、週間、年間計画も立案することができるかと規定されている。
これらの任用は設置者が行うこととなっているが、任用については、その責任が負えるような資質をもった者を任用しなければならないとなっている。来年度の事業であるが、県教委としては、市町村教委が実施する部活動指導員の配置に対し、国の補助を活用した支援を行っていく予定である。
指導する人材の担保については、本会議で教育長も答弁したとおり、従来より県教委は外部指導者に対する研修を、年2回は実施している。部活動の教育的意義等について、その場で説明し、配慮して指導していただくようお願いしているところである。この研修会に必ず市町村で任用された部活動指導員は、参加するよう求めている。
(吉田保健体育課長)

項目	小学校における部活動について
質問者	安井委員：自由民主党

名古屋市では教員の多忙解消のため部活動を廃止したとの新聞報道を見たが、奈良県の考え方はどうか。

【回答】

小学校学習指導要領には、部活動の記載はなく、「主として第4学年以上の同校の児童をもって組織するクラブ活動において、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと」とある。また、同解説には、「クラブ活動の授業時数は、年間、学期ごと、月ごとなどに適切に充てる」とあり、本県の小学校では月に1～2回程度授業時間内に実施している。

部活動の実施については、合唱部、金管クラブが数校で実施されていると把握している。小学校における部活動の実施は、設置者である市町村教育委員会の判断ではあるが、児童、教職員の過度な負担とならないようにすることが大切であるため、必要に応じて適切に支援していく。

(深田学校教育課長)

教員の負担を軽減することは大切であるが、部活動の意義も大きいと考えている。廃止するのではなく、軽減してでも部活動が継続できるように支援を続けてほしい。

【要望】

項目	部活動指導員について
質問者	藤野委員：民進党

スポーツ推進計画の部活動地域運動の充実の中に、部活動指導員を配置することとあるが、大会引率も可能とする部活動指導員制度について説明して欲しい。

【回答】

省令の改正により、部活動指導員が学校職員として配置されることとなり、単独での大会引率も可能になった。これを受けて、中学校体育連盟は来年度から、単独引率が可能となり、高等学校体育連盟も同じ方向で調整していると聞いている。

(吉田保健体育課長)

部活動に参加する生徒数減少に伴い実施している近隣の中学校との合同部活動や総合型地域スポーツクラブ等にも部活動指導員の配置は可能か。

【回答】

部活動指導員は学校の設置者が任命することになっているので、総合型地域スポーツクラブに配置することはできないが、学校同士の合同部活動については当該校の学校長同士が連携をして配置すれば可能である。

(吉田保健体育課長)

外部人材を活用した部活動について精力的に取り組んでいただきたい。

【要望】

項 目	教員の働き方改革について
質問者	藤野委員：民進党

県職員と教員とは働き方が異なるので、学校独自の勤務時間条例の制定を代表質問でも要望したが、県費負担教職員の勤務時間の管理方法は統一した方法があるのか、各学校によるのか。

【回答】

小中学校においては、服務監督が市町村教育委員会のため、各市町村で管理しており、県立学校は校長が管理している。統一した管理はない。

(香河教職員課長)

民間企業ではタイムカードやパソコンなどで勤務時間を管理したりしているが、学校ではどのように管理しているのか。

【回答】

県立学校にはタイムカードは設置していないが、それに代わり教員本人が退勤時間を記録して管理職に報告したりしている。

(香河教職員課長)

労働基準法において、勤務時間を管理することは義務づけられているので、徹底してもらいたい。また、周知の方も徹底してもらいたい。

【要望】

教員の長時間勤務の是正は教員の意識改革とともに、保護者に対する啓発も必要と考えるが、何か取組は行っているのか。

【回答】

啓発の取組は各学校にお願いすることになるが、小中学校へはチラシを県が見本として作成し、例えば保護者向けに配布したらどうかといった取組を行ったことはある。

(香河教職員課長)

項 目	新学習指導要領について
質問者	藤野委員：民進党

小学校における新学習指導要領の全面実施に向けて、外国語や道徳の教科化、プログラミング教育の導入などについてどのように取り組んでいくのか。

【回答】

平成26年度から英語学習の早期化及び内容の高度化に対応するため、3地域を指定し、子供たちが生き生きと英語に慣れ親しむ授業づくりや、音声・動画を活用して分かりやすく英語が学べる教材などの研究開発に取り組み、研究発表会等を通して、県内の小学校教員にその成果等を普及している。また、奈良教育大学と連携して「英語指導パワーアップ講座」を実施し、各都市の英語教育の中核となる推進リーダーを、これまでに延べ122名育成するとともに、その推進リーダーの模範授業による授業研修を各地域で実施している。

さらに、来年度から教員免許状更新講習として、小学校英語教育の講座を教育研究所で実施することを計画しており、平成30、31年度の2年間で、約700名の小学校教員に対して英語の指導方法のスキルを身に付けていただく予定。

(深田学校教育課長)

外国語だけでなく道徳教育、プログラミング教育も加わり、学級担任制をとっている小学校では教員の負担になると考える。これらに対応した研修が多くなると、さらに教員の負担になるといった課題になるかもしれない。現場に寄り添った形での支援をお願いする。

【要望】

項目	県立高等学校適正化推進方針案について
質問者	藤野委員：民進党

普通科の割合は全国的に見てどうか。

【回答】

奈良県の普通科率は70.2%、全国平均が66.0%で全国で7番目に高い。
(前田教育振興大綱推進課長)

推進方針案は、「不易と流行」の双方を踏まえており、基本的に賛成する。
県立高校を卒業した生徒が様々な人材に育ててほしいと願う。
そのためには、方針案に示されているとおり、教育環境の充実が必要であり、工業系の設備機器の老朽化の改善など教育環境の充実に努めていただきたい。

【要望】

項目	社会教育センター（宿泊棟）が普通財産でありながら教育委員会が管理している経緯について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

社会教育センター研修施設宿泊棟について、普通財産であるのに、なぜ教育委員会で事務を取り扱っているのか。

管財課から教育委員会へ補助執行しているのではないかとということで管財課あて「平成20年に普通財産となった奈良県社会教育センター研修施設（宿泊棟）に関する事務について、地方自治法第180条の2に基づいて奈良県知事から委任もしくは補助執行させた際の起案書及び添付資料」の行政文書開示請求をおこなったが、「当該文書を作成又は取得していない」ため不開示であった。

教育委員会にも資料があったのではないかとということで、こちらも開示請求をおこなったが、「当該文書を作成又は取得していない」ため不開示であった。

どのようにこの契約の事務を取り扱ったのか。

【回答】

直近の3年間については、準公金の不適切な取扱いについて報告は受けていない。

社会教育センター研修施設宿泊棟について、知事部局から教育委員会に対して補助執行の指示書はでておらず、文書は存在しない。

10年前、社会教育センターを指定管理する際、宿泊棟については、研修者の飲食や宿泊・物品販売等があることから、指定管理から切り離し、普通財産として指定管理者に貸与する。研修棟は指定管理を行うことで一体利用し、事務執行することとした。

当時、教育委員会から普通財産に切り替え、貸与する起案を作成し、知事部局と合議・協議し、現在に至っている。

このような合意形成の中で知事部局から教育委員会に対し、補助執行の指示を受けたと理解している。

(福井人権・地域教育課長)

普通財産に切り替えたということで、地方自治法第238条の2第3項では「行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを地方自治体の長に引き継がなければならない」とあり、直ちに管財課に移管するべきものであったのではないかと。また知事部局から補助執行が教育委員会になされ、今の事務が初めてできるものではないか。

【回答】

社会教育センターは中南地区の社会教育の拠点ということで建設し、運営してきた。

その機能を維持するため、研修棟と一体利用することを前提とし、宿泊棟を普通財産に切り替えたが、研修棟を指定管理、宿泊棟を指定管理の事業者へ貸付するスキームとしたため、普通財産を直ちに知事部局に返還するのではなく、一体利用する前提で協議してきたところ。

(福井人権・地域教育課長)

一体利用ということだが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条で事務処理の法令遵守すべきとある。教育長のご認識は。

【回答】
社会教育センター設置条例を確認し、改めて現状のままです管できるのかどうかを確認する。

(吉田教育長)

項目	廃校になった県立学校の跡地について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

廃校になった県立学校の跡地が、今現在どうなっているのか説明いただきたい。

【回答】
廃校となった学校の跡地について、学校の校舎として使用しなくなったものは7つある。旧御所東高校、旧奈良工業高校、旧高田東高校、旧志貴高校、旧片桐高校、旧耳成高校、旧室生高校である。

このうち、旧御所東高校、旧奈良工業高校、旧高田東高校、旧志貴高校の4校については、教育財産としての行政財産として管理をしている。旧片桐高校、旧耳成高校、旧室生高校の3校については、県の総合庁舎等として、行政財産として管理している。このうち教育委員会で管理しているのは教育財産としての4校。それぞれにつき、処分の関係で、境界確定をしなければならない等敷地上の問題もある。そういった作業を行っている。

また、旧奈良工業高校については、有害物質が調査の結果判明したため、その除去を行うための作業をしなければならないといったこともある。

旧志貴高校については、一部普通財産となっている。これは運動場の一部を知事部局に移管し、奈良県サッカー協会に貸与して、サッカー専用グラウンドとして活用されているという状況であり、これは普通財産として知事部局で管理している。

(中西学校支援課長)

そのうち一部の学校においてはグラウンドの開放事業を行っているという認識で正しいのか確認したい。というのは先日太田委員から質問も本会議場であったが、高田東高校もそうであるが、ほかのことに使えないのか、そういった観点で声もいただいているので、スポーツに限るのかどうかということを確認したい。

【回答】
例として出させていただいた旧志貴高校については、サッカーグラウンドと言うことであったが、一方で検討中ではあるが、旧御所東高校について、知事部局で産業集積地事業用地としての活用に向けということも考えられている。(実際に財産としてどうかという問題があるが、)将来的な処分というかたちにはなるかと思うが、決してスポーツに限ることには無い、これは教育委員会の所管では無く、こちらで判断するのは難しいかと思うが、そういった制限は無いと考えている。

(中西学校支援課長)

今現在のグラウンドとしての土地があって、そこをどういう風に使えるのかという質問である。将来はいろいろな可能性があると思うが、今、土のグラウンドがある、それをスポーツに限って現状基本的に認めているのか、他のことには使えないのかという観点で回答願う。

【回答】
基本的に行政財産の使用許可の問題かと思う。これについては、行政財産の使用の支障の無い限りにおいてということになってくるので、個別具体的に判断しなければならないと考えている。

(中西学校支援課長)

スポーツ以外に使えるのかが分からなかったのであるが、例えば、今現在スポーツの行政については、平成20年に地教行法が改正され、知事部局の方でも所管できるようになったということで、スポーツ振興課が知事部局の方にあるということで、もし教育財産から一般的な行政財産に替えることにより、スポーツも含めた他のことにも使用許可の幅が広がるのでは、そういう検討もできるのでは。まちづくりなどの観点から、地元の祭りの場に貸してもらえないか等、グラウンドを大きく傷つけるものではないけれども、そういったイベントに使えないか等の声もいただいている。教育財産であるか、教育財産に限らず一般的な行政財産とするかによって、使用許可の範囲が大きく広げることができるのであれば、そういった可能性も考えていった方がよいのではと思うが、どうか。

【回答】

繰り返しになるが、教育財産の目的外使用の件であり、奈良県教育財産管理規則第5条において、公益を害するおそれがあるとき、構造物又はその附属物を損傷するおそれがあるとき、教育上又は管理上支障があると認めるときについては、使用許可は認めないということになっている。この範囲の中で個々に検討すべきと考えている。

(中西学校支援課長)

そうすればその規定に合致しないのであれば、問題ないのであればスポーツ以外のことについても借りることができる可能性もあるとの理解で良いか。

【回答】

公益性があるかどうか、管理上支障がないかどうかということを経済的に判断するものだと考える。

(中西学校支援課長)

項目	文化財の保護と活用について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

保護行政と活用行政がある。奈良県では組織上も分かれており、物理的にも離れているがその見解は。

【回答】

現行制度においては、文化財保護行政の所管は教育委員会とされており、本県では文化財保存課がその役割を担っている。
文化財保護行政である、文化財の保護、調査、価値付け、保存修理等については、適切に行ってきたと認識。

(名草文化財保存課長)

橿原考古学研究所は知事部局に移管したが、文化財保護にかかる業務をどのように移しているのか、制度的な枠組みはどうか。

【回答】

橿原考古学研究所及び附属博物館は地方自治法第180条の7のもと、補助執行で対応している。

(名草文化財保存課長)

項目	県立学校における学校諸費用の口座振替のWeb化について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

先日、南都銀行ほか金融機関より、Web学校諸費用口座振替サービスと呼ばれる、これまで紙ベースで行っていた金銭管理にかかる事務をWeb上で行うことができる大変便利なサービスについて紹介を受けたため、教育委員会にも資料提供させていただいた。
すでに一部の県立学校では検討を始めていると聞いているが、具体的にはどのような状況か。

【回答】
 県立学校の学校諸費用については、現在、職員が全生徒から口座振替依頼書を集め、紙ベースで銀行で手続きを行っている。
 口座振替のWeb化とは、インターネットバンキングを利用して学校と銀行間の情報のやりとりを行うものである。
 Web化によるメリットとしては、学校のパソコンから収納依頼ができるため、職員が銀行に行く必要がなくなり、時間と手間の節約が可能となる。また紙ベースで行う事務作業の負担削減や入力ミスの防止、収納管理についてもパソコン上で合理的に行うことができると聞いている。
 Web化を進めるにあたっては、現在、一部の学校で先行的な試行を検討中だと聞いている。県のセキュリティシステム経由で接続が可能か、また、パソコンのスペックについて対応しているかなど、問題がなければ県立学校におけるWeb化について検討していきたいと考えている。

(塩見教育次長)

検討中ということでは理解した。たしかに動作環境等の問題については確認が必要と思う。引き続き検討を進めていただきたい。

【要望】

項目	部活動指導員について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

県立高等学校への部活動指導員の導入について、現在どのように検討しているのか。

【回答】
 高等学校教員に対する全国的な調査は実施されていないので、実態は把握できていない。県教委として、公立の中・高等学校の運動部活動の状況について、昨年度、各学校と市町村教育委員会を対象に、学校設置者としての休養日の設定や最終下校時刻の設定等の状況についての調査はしたが、指導に当たる教員の多忙についての実態把握はできていないのが現状である。
 県教委としては、県立高等学校の運動部活動指導に対し、専門的な指導者のいない学校に対しては、地域スポーツ人材活用支援事業のなかで、希望のあった県立高校11校14部全てに、外部指導者を派遣して支援しているところである。
 今後、関係課と連携しながら、県立高等学校の部活動指導に係る教員の実態把握に努めるとともに、部活動指導員の配置の必要性についても検討を進めていきたい。

(吉田保健体育課長)

項目	県立高等学校適正化推進方針案について
質問者	中川副委員長：日本維新の会

高等学校の出願状況を見ると、磯城野高等学校のフードデザイン科が人気であり、子どもの夢をかなえるという観点において、再編の効果があったと思う。子どもにとって何が良いかという観点を大事にして検討を進めてほしい。

【要望】

方針案の中で、全ての高等学校にコミュニティ・スクールの導入を打ち出しているが、弾力的な運用の余地を失わないか。

【回答】

コミュニティ・スクールは努力義務化されており、いずれ義務化されると考える。県立学校ではこれまで校長の諮問機関である学校評議員制度を全校で導入してきたが、過日の県立校長会で平成34年度までにコミュニティ・スクールに移行するため、各学校で地域と協働してどのような活動ができるのかについて検討を指示した。

(吉田教育長)

「国際バカロレアの認定を目指す高等学校」と示されているが、認定は基準も厳しく難しいのではないかと。また、「グローバル人材の育成に特化した学科」とはどのようなものか。

【回答】

中高一貫が必要かもしれないなど難しいことは事実だが、認定を目指す動きは全国的にあり、奈良県でも国際バカロレア認定を目指す高校を設置したいと考える。「グローバル人材の育成に特化した学科」は、「国際バカロレアの認定を目指す高等学校」に設置する学科と同趣旨である。

(吉田教育長)

項目	就学前教育プログラムについて
質問者	中川副委員長：日本維新の会

「就学前教育プログラム」について総務警察委員会で報告されたが、文教くらし委員会での報告は必要ないのか。

【回答】

総務警察委員会での報告については把握しておらず、即答できないが、地域振興部に確認したい。

(塩見教育次長)

文教くらし委員会での報告も必要であると考えている。
検討いただきたい。

【要望】

(平成30年3月16日(金)(部局審査)・3月19日(月)(総括審査) 第1委員会室)

平成30年2月

予算審査特別委員会の概要

教育委員会

< 部局審査 >

項目	県立高校の空調設備の整備について
質問者	亀田委員：自由民主党

県立高等学校の空調整備設置事業について平成30年度、平成31年度に全て完了すると考えてよいか。
既にPTA等で設置した学校のランニングコスト、維持費について平成30年度から全てこの事業で見られるのかを改めてお尋ねしたい。

【回答】

平成30年度から、地方消費税の清算基準の見直しによる増収を財源として、教育予算の充実を図ることとしており、耐震化工事の工程と調整しながら、今後全ての県立高等学校の普通教室に空調を設置する計画とした。

具体の計画として、平成30年度は、平成29年度に4校の設計をしており、うち1校は既に完了しており、残り3校の工事を実施する。更に8校で工事の設計を実施する。この8校の工事は、生徒の授業等に支障が生じないよう夏休みを利用するため、31年度に実施したい。

残り2校であるが、コンクリート強度の関係で耐震補強が困難な学校であり、改築が必要な校舎を含む学校で、この2校については、改築に併せて整備したい。これをもって全ての学校に整備することになる。

PTA、育友会等で設置した空調については、平成30年度から、これらのリース料及び電気代等の運転費を全て県で負担する。

具体的には、平成30年4月1日付けでリース契約を県に移管し、それ以降に生じるリース料と電気代を県で負担する形ですすめたい。

(中西学校支援課長)

平成30年度で3校、平成31年度で8校、残り2校は耐震化があるということで、基本的には30、31年度で実施するという認識で良いということで理解させていただいた。
ぜひ、そのあたりの実施についてよろしく願います

(要望)

項目	部活動指導員の配置について
質問者	亀田委員：自由民主党

部活動指導員の配置について、その頻度等、決まりについて教えて欲しい。

【回答】

部活動指導員の配置については、国で予算化され、市町村が実施主体となり、国1/3、県1/3、市町村1/3の負担で実施する。時間給1,600円、週3日、1日2時間程度で積算されている。

(吉田保健体育課長)

部活動指導員派遣制度を活用することで、部活動指導員と教員とが連携を密にして、子どもがよりやりがいを見つけて、授業等に相乗効果ができるように、うまく利用してもらいたい。また競技力向上やスポーツに親しむ生徒の増加などいろいろな要素に有効的に活用してもらいたい。

項目	全国中学校体育大会について
質問者	亀田委員：自由民主党

平成31年度に近畿ブロックで開催される全国中学校体育大会において、奈良県で開催される相撲、新体操、サッカーの3種目の競技開催に向け、うまく進むように側面からバックアップしてもらいたい。

奈良県は、相撲発祥の地としてPRしているが、橿原市内の中学校や橿原公苑に土俵はあるが、ほとんど利用されていない。相撲競技に取り組んでいる生徒数は減少していると思われるが、今回奈良県で開催される全国中学校体育大会相撲競技をきっかけとして、相撲を普及する取り組みをお願いしたい。

(要望)

項目	道徳教育について
質問者	中村委員：自民党奈良

4月1日から小学校で教科化される道徳について、県は市町村教育委員会に対してどのような指示通達をしているのか。

また、教える側である教員への教育はどのように行っているのか。

さらに、道徳の教科書は、県内の多くの市町村は東京書籍又は日本文教出版の教科書を採択しているが、個人的には多様な教科書が採択されればよいと思っている。教科書の採択は市町村教育委員会だと認識しているが、県としてどのような所感をもっているか。

【回答】

平成27年3月に一部改正された学習指導要領の内容と指導について、小・中学校別に道徳教育指導資料としてまとめ、研修会等を通じて、市町村教育委員会及び教員を対象として説明会を行っている。

また、誰が教えるのかということについては、子どもの実態を一番よく把握している学級担任が授業を行うことになる。県としては、平成27年度から本年度までの3年間、継続的に研修を実施し、各郡市において道徳教育を推進する小・中学校のリーダーとなる教員約70名を養成してきた。この推進リーダーが、全ての学校に置かれている道徳教育推進教師と連携し、各郡市において、模範となる授業を展開するなど、スムーズな道徳科に移行ができるよう指導體制を整えている。

教科書の採択に関わっては、県としては、奈良県教科用図書選定審議会を設置し、その中で意見を聴取し、採択基準、選定資料を作成している。県内の18採択地区では、その選定資料や独自に調査研究した資料等を基にして、道徳の教科書を選定し、採択を行ったところ。

(深田学校教育課長)

学級担任は専門的な道徳教育を受けていない。専任教員でない教員が道徳科の授業を進めていけるのか。

【回答】

道徳を指導するためには、豊かな人間性が必要であり、そのためにも、私は教員が絶えず学び続ける姿勢をもたなければならないと考えている。さらに、道徳を指導するに当たり、指導の統一を図るためには、教員の研修がまだまだ足りない。また、県からも道徳教育が大切であると発信していく必要がある。そこで、来年度から、教員免許更新講習を、教育研究所において実施する。この講習の中で、子どもたちが自ら考えることを重視した道徳の授業の研修を導入する。この講習を10年間継続することで、県内の教員の半分以上が研修内容を受講することになり、県内教員の道徳教育への理解が広がると考えている。

(吉田教育長)

項目 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況について
質問者 小林委員：日本共産党

本県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況はどうか。スクールソーシャルワーカーの配置の目的は何か、資格はどのようなになっているか、また、スクールソーシャルワーカーの派遣による成果・効果についてはどのような状況か。

【回答】

県教育委員会では国の事業を活用して、平成7年度よりスクールカウンセラーを配置している。平成27年度からは県内全ての公立中学校104校にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて校区内の小学校からの相談に応じている。また、平成29年度には全県立高等学校33校にスクールカウンセラーを配置した。

平成27年度は、3名のスクールソーシャルワーカーを配置していたが、平成28年度には7名を、本年度は9名を配置し、県立学校及び各市町村教育委員会とも連携し所管の小・中学校を巡回し、学校への支援の充実を図っている。配置時間についても、この3年間で504時間から6,084時間に拡充している。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するものを採用している。

成果については、本年度、全ての小学校を巡回した。

(相知生徒指導支援室長)

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに配置時間等が限られている。小学校へもスクールカウンセラーの配置が必要と考えるがどうか。

【回答】

スクールカウンセラーの配置については、文部科学省ではまず全中学校に配置することを目標に展開しており、奈良県でも平成27年度から全公立中学校に配置し、校区内の小学校からの相談に応じるとともに、県に直接要望があった場合、生徒指導支援室からスクールカウンセラーを派遣している。

専門的な領域になる場合は、スクールカウンセリングカウンセラー制度があり、精神科医、小児科医、臨床心理士、心理臨床を専門とする大学教員等を派遣し、全ての学校の教職員に活用いただいている。

また、児童がいじめや不登校等、様々な悩みを相談しやすい環境をつくりだすため児童相談員を小学校20校に配置し、スクールカウンセラーや教員を目指す大学生をボランティアとして小学校に派遣している。

今後も様々な事業を組み合わせ、学校の教育相談体制をより充実させることで、子ども達を守るセーフティーネットの一層の強化を図っていきたい。

(相知生徒指導支援室長)

スクールソーシャルワーカーの必要性が広がっており、派遣数を年々増やすという目標をもっていたきたいと考えるがどうか。

【回答】

限られた人数ではあるが、配置時間及び派遣回数について効果的に活用できるように計画をしていく。

(相知生徒指導支援室長)

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが、全ての小学校、中学校に行き渡るような、派遣数及び配置数を増やす目標をもち続けていきたい。

【要望】

スクールソーシャルワーカーの活用と成果については、前年度と本年度の比較が重要であるので、3月末までに集計し、4月の早い時期に各委員に成果を報告する。

(奥山委員長)

【回答】

報告させていただく。

(相知生徒指導支援室長)

項目	特別支援学校が福祉避難所となった場合の障害のある人等の受け入れについて
質問者	山村委員：日本共産党

福祉避難所について、県では202箇所の福祉避難所が指定されており、奈良市内では県立養護学校3箇所とも指定されていると思うが、災害に備え教育委員会としては福祉避難所についてどういう準備をしているのか。

【回答】

福祉避難所については、特別支援学校4校で指定されている。奈良市内の3校は奈良市と協定を結んでおり、昨年7月に明日香村と明日香養護学校が協定を結んだところ。

福祉避難所は、介護の必要な高齢者や障害者等の要援護者に配慮した避難所であり、福祉避難所の運営については市町村の役割であるが、指定された学校では、市町村の要請に応じ、福祉避難所としての施設の提供、運営、対象者の受け入れ体制の整備などに協力することとされている。

協定は4校であるが、他の市町村からも福祉避難所としての指定の要請があれば協力していきたいと考えている。

(中西学校支援課長)

熊本地震で特別支援学校に通っていた児童生徒の災害時における調査結果によると、児童生徒の36%が地震後心身に大きな影響を受け、状況が悪化したとのことであり、また、一般の避難所でなかなか受け入れてもらえず、約65%の方が車中で過ごされていたと言われている。こういう実態を受け、障害児と家族の方々が、福祉・こども避難所という形で制度化していけばという動きを進めていると聞いている。

一時的な避難は当然近くにある避難所に避難されても、避難が長引く場合は二次避難所の形で、特別支援学校等でこどもの避難所という形で専門性の高い支援を行う制度があれば安心なのではないかと思う。

地域から要請があれば支援学校を支援時の拠点として活用していくと言われたが、実際に障害をお持ちの児童生徒の方々への対応ということで、県としてもこうした事例も含めて考えていただきたいと思うがどうか。

【回答】

先ほど福祉避難所と言うことで協定について説明させていただいたが、基本的に避難所として特別支援学校がどういう役割を担うかという点もある。

ソフト面においては、特別支援学校の教職員が持つ介助に関するスキルが有効であり、市町村に運営をバトンタッチするまでの間、教職員による応急的なケアが期待できると考えている。

施設面については、特別支援学校に限らず、障害者や高齢者のために、車いす用のスロープや、障害者用トイレ等の設備を整備するというようなハード面の整備も今後すすめていきたいと考えている。

(中西学校支援課長)

これからの課題だと思うが、障害を持つこどもや生徒が県内どこに住んでいても、いざというときに安心できるよう、どういう支援ができるのかということに関係者と協力し、教育委員会としても検討を始めていただければと思う。

(要望)

項目 高校生に対する労働関係法の教育について

質問者 山村委員：日本共産党

高校生に向けて、労働基準法をはじめとした「働きはじめる際のルール」等をどのように指導しているのか。

【回答】

社会人・職業人としての自立が迫られる時期である高等学校の段階において、生徒に職業観・勤労観を身に付けさせるとともに、労働法やワークルールに関する理解を深めさせることは、極めて重要であると考えている。

現在、高等学校においては、公民科の「現代社会」及び「政治・経済」や、特別活動の時間、総合的な学習の時間等において、労働法などの基礎知識や雇用と労働を巡る問題についての理解を深める学習を1年次から行うことができるようにしている。

教員だけではなく、社会保険労務士会など外部の専門家を招いて、社会に出て働くときの基礎知識について、具体例を通して分かりやすく学習している学校もある。

また、県教育委員会では、高校生のキャリア教育を推進するための情報誌として、高校生キャリア支援マガジン「JOBANBI（ジョバンビ）」を作成し、平成27年3月に各学校に配付している。自分らしく働くために考えるべきことや、働く際の法的知識などをわかりやすくまとめているもの。また、県内で働く先輩の生の声も掲載されており、高校生に役立つ冊子となっている。

さらに、平成29年3月に発行した、「高等学校等における主権者教育実践事例集」にも、「気持ちよく働くために～社会に出る前の基礎知識～」という事例を掲載するなど、労働教育の充実を図っているところ。

(深田学校教育課長)

作成された冊子は全高校生に配布しているのか。

【回答】

「JOBANBI」については、学校ごとに配布した。就職者の多い高校については、学年の生徒数分程度を、就職者の少ない高校については、学年の生徒数の3分の1から半分程度を配布した。

(深田学校教育課長)

就職しなくても大学生になれば多くの方がアルバイトをすることになるので、全ての人に行き渡るようにするなど、労働に関する教育の強化をお願いしたい。

【要望】

項目 文化財保護法の改正について

質問者 山村委員：日本共産党

文化財保護法の改正では、何がどのように変わるのか。また、本県への影響はどうか。

【回答】

文化財保護法の改正については、過疎化・少子化などを背景に文化財の滅失や散逸等を防ぐため、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であるとし、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、現在国会に上程され、国において文化財保護法の改正に取り組んでおられる。この改正法案は成立すれば来年4月より施行される予定。

主な内容としては大きく3点あり、1点目は「地域における文化財の総合的な保存・活用」として、①県による大綱の策定や②市町村による「文化財保存活用・地域計画」の策定の制度化が新たに盛り込まれた。

2点目として「個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し」がある。

また3点目として、地教法の改正となりますが、現行では教育委員会の所管とされている文化財保護の事務が、条例により首長部局で所管することが可能とされた。

このような国の動きに対し県からも「文化財の公開に係るいわゆる『60日ルール』について抜本的な見直しを行うこと」などについて、9月にパブリックコメントとして意見を提出し、また知事が林文部科学大臣や宮田文化庁長官とも直接面談し、要望を行わせていただいた。

特に文化財行政の知事部局での所管については、10月に設けられた中教審（中央教育審議会）の特別部会において知事が委員となってプレゼンも行わせていただいたところ。

また多くの文化財を持つ当県においては、改正にあわせ、昨年10月に有識者からなる勉強会を立ち上げ、文化財の「保存」と「活用」を車の両輪と捉え、一体的な施策の展開を図る「これからの文化財保護の体系」づくりに着手し、今月下旬には3回目の勉強会を開催し、素案として取りまとめる予定。

（名草文化財保存課長）

体系的なことをお話いただいた。

そのなかには評価出来る点もあると思う。

これまで未指定の文化財が数多く失われてきた。指定と比べて未指定は価値がないという傾向があり、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などでも未指定のものが大量に取り壊されたり、あるいは売られてしまうなどの状況があった。

今回の改正によりこのような問題は改善されて無くなるのか。市町村にある全ての文化財の継承を図っていくということで大がかりな計画を作り、細かく一つひとつのものについても保存と活用の管理計画をつくっていくことの中でこのような問題は無くなるのか。

【回答】

今回の文化財保護法の改正は市町村が大きな主役となっている。地域計画の策定が制度化される予定。また県が取り組んでいるこれからの体系づくりにおいても、最初の大きな柱として未指定を含む網羅的な調査を挙げており、それを把握し、活用し、大事にしていくということがこの政策には入っているものと認識している。

（名草文化財保存課長）

今お答えいただいた網羅的な調査ということで、今あると思われるものは全て調査にかかっていくということになると理解してよいか。

これまで奈良県でも昨日も申しあげた知事公舎など、調査をせずに、またさせてもらえず文化遺産としては認識されない、そういう問題があったが、こういうことが解決されるという認識でよいか。

【回答】

網羅的といっても、恐らく対象はたくさんあると思う。調査するのは市町村の職員であり、また地域に住まれている方々かもしれない。調査の過程がとても重要であると考えており、まずはモデル的に取り組んで参りたい。

（名草文化財保存課長）

きちんとやっていただけることを期待したい。

問題は調査をするにしても、計画を策定するにしても人の配置が現状では行き届いていない。

県を見ても、専門職の配置は非常に少ない。市町村の現場でも苦慮されている実態がある。

人材不足の問題をどのように解決するのか。
そうしないと目指しているところは良くても実現できないのではないか。

【回答】

確かに市町村によって人材・体制にバラツキがあると聞いている。
このため、先ほど説明した「これからの文化財保護の体系」素案の検討にあたっては市町村との連携は重要な項目の一つとして盛り込んでいるところ。
体系を策定していくなかで、市町村との効果的な連携についてより検討を進めていくとともに、制度改正の周知はもちろんのこと、市町村から相談等があれば積極的に対応していきたいと考えている。

(名草文化財保存課長)

とにかくこの問題は人を配置しないと解決しない。
国は計画を作ったところに手厚く支援するとなっている。先に計画を作らないと、人やお金がもらえないなら、計画の作成が優先され、全国でコンサルが横行し、全国どこでもコンサルが同じような計画をつくり、そこは大儲けするということになる。それでは、まずいのではないと思う。

やはりしっかりした専門家を配置できるということをきちんと県も国に求めていくことをしっかりやってほしい。
これまで市町村の文化財関係、学芸員、専門家は重要でないから配置されてこなかった。新しい法律ではそこが大事だとされている。大きく舵を切り変えるということになっている訳なので、そこを県としてもきちんとやってほしいと思うがどうか。

【回答】

繰り返しになるが、その点については現在検討している体系の素案のなかで重要な項目の一つとしてを検討して参りたい。

(名草文化財保存課長)

そういう重大な問題があるということを指摘したいし、きちんとやっていただきたい。
【意見】

文化財部局を知事部局に移すことが可能になる。この点は荒井知事が非常に強く要請されたこと。

これに対し国は4つの条件を付けて可能とした。
移っていない今の状況でも知事部局の意向が強く優先されていると感じている。
いくら条件を決めても文化財部局の思いと知事部局の思いが違ったとき、どうやって正しく判断するのか困ったことになる。

これまで文化財と開発の関係は対立的になったことがたくさんある。
保存と活用は一体的であると私も思うので、一体的にする合理性は分かるが、しかし同時に対立する事案でもあるので、相対して意見を述べ、対等に検討していくという仕組みが無ければ判断を誤ることに繋がらないかと懸念する。やはり独立した機関としてあるべきと考えるがどうか。

【回答】

私も勉強会に参加していた。専門家を配置することも一つの方法であるが、広く文化財について、例えば高校生でもかなり専門的な知識を持った生徒がいて、地域にある文化財等を高校生が発掘して、そして登録できるようなシステムにしたらどうか、というような意見も出ていた。これは人材に関してです。

それから法改正の施行となります平成31年4月には知事部局への移管を目指したいと考えている。

勉強会に参加しまして、保存と活用というのはある意味対立軸になるということもあるが、やはり車の両輪であるべきであると考えている。

教育委員会では文化財保存課であった。保護課ではなかった。私は保存の車輪の方が直径が大きかったように感じる。それで車を走らせると、同心円になって保存の中に活用の円があると、そういう実態があったと感じている。対立する考えであってもパラレルにすべきだと思っているので、委員が懸念される「中立性」、「専門性の確保」、「開発行為との均衡」、「教育分野との連携」については、教育委員会としての責務をしっかりと奈良県文化財保護体系推進会議の中で果たすべきだと認識している。

(吉田教育長)

教育長も言われたように、今回の法改正の中でも触れられている、専門的な知識を持った住民やNPOに参画してもらう、それは評価している。いろんな方が参加されて議論するという過

程があることはいいことだと思う。専門的な面も補完されるという面ももちろんあるとは思っている。

しかしながら、専門的な人材は圧倒的に不足している。人材はいいというようになってもらったら困る。そこはきちんとして欲しい。

【意見】

車の両輪の話だが、文化遺産は歴史をかけて守ってきたもの。そのときの行政や地域の人が守ってきた過程がある。それが今、安部政権になって観光立国だと、とにかく戦略的に文化財を活用という旗を掲げてどんどん突き進んでいく状況のなか、守っていくということが両輪ではなく、（活用に）引っ張って行かれるような感じを受けている。

文化財が観光に資する役割は大きい。それがあってこそ観光客も来るし、奈良も輝く。それをどう活かすかということは、やはり守るというのが無ければ、目先の利益で活用という形で、名勝奈良公園のようなところに開発の手が入るということ一つ見ても、この流れが懸念されるというのはよく分かる。そうならないためにも独立したところで意見を対立させる。もちろんその時に判断の結果、開発になるかもしれないが、そういう立場が確立されているかどうかということが非常に大事。平行線だと思うが意見として申し上げておく。（意見）
専門的な人材の確保の方はしっかりお願いしたい。

【要望】

項目 高校再編について

質問者 川田委員：日本維新の会

高校適正化の方向性について伺いたい。

【回答】

この方針案では、サブタイトルに示しているように、高等学校教育の質向上と再編成により「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を進めることをコンセプトとし、その具体的な方策について示している。

まず、質向上に関しては、「社会とつながる実学教育」「地域とつながる教育」を推進することとし、具体的には、総合学科や専攻科の設置、県内大学との連携などの方策について示している。

また、再編成に関しては、生徒数の減少への対応を含む学校・学科の適正配置や、国際バカロレアの認定を目指す学校など時代の変化に対応した新しい高校づくりなどについて示している。

(前田教育振興大綱推進課長)

以前から適正化と耐震建て替えについて、建て替えを先にやってもよいと考えるがどうか。

【回答】

前回再編の課題として、募集人員未充足、耐震整備未完了、空調整備、トイレの洋式化などがある。また、前回再編は、特色化・魅力化・活力化が目指されたが、特色化が中心となっており、今回は、魅力と活力ある学校づくりが必要であると考えている。

このため、定員が満たない学校について統合により活力向上を図るとともに、耐震等の対応を進めて行くが、耐震だけを先行して実施するのは非効率と考える。

(吉田教育長)

平成29年3月の「奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委員会」の論点整理では、本年度中に計画を策定するとあるが、現状はどうか。

【回答】

各方面の意見を聞くなど慎重に進めた結果、3か月程度遅れているが、6月議会には案を提出する予定である。

(吉田教育長)

定員を十分に満たしているような学校については、再編の必要がないのではないか。

【回答】

平成32年度頃に生徒数が大きく減少する。前回の再編計画では対応できない。

(吉田教育長)

人口減少に伴い再編はやらなければならないことは理解できるが、現在、良い評価が得られている学校まで再編成する必要はないという意見も多く、考慮してほしい。

【回答】

本県教育が他県に比べ遅れを取らないためにも、例えば国際バカロレア認定を目指す学校など新しい学校づくりを行うことが必要かどうか検討していきたい。

(吉田教育長)

項目	幼稚園の所管部局について
質問者	川田委員：日本維新の会

幼稚園の所管部局は教育委員会か。

【回答】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第32条）に基づいて、公立幼稚園に関しては、教育委員会が所管している。

（石井教育研究所副所長）

先日の総務警察委員会で、地域振興部長が「奈良県版就学前教育プログラムは幼児教育の大綱として作った」と答弁されていたが、このプログラムは大綱ではないと思う。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によると、知事部局は原則として教育行政には不介入ではないのか。

幼児教育は重要であり、多様な情報を提供するのはいいことであるし、教育論や考え方はいろいろあって、尊重すればいいと思うが、自分の価値観を押しつける教育はよくないのではないか。自分で合理的な判断ができるようになっていくのが教育の本質と考える。

【回答】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、当然遵守すべきものであり、知事部局が教育部門について、この法律に則って対応するのは当然のことであると考えている。

郷土教育の取組に関する質疑に対して、教育委員会で対応するものと答えたのも、その趣旨からのものである。

就学前教育プログラムについては、教育要領といったものではなく、あくまで広く教育現場で活用いただくための好事例、効果の分かりやすい取組などを紹介するものであると捉えている。

したがって、このプログラム自体が教育委員会の権限を侵害しているということはないと認識しているが、今後とも、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に則って、知事部局として対応していきたいと考えている。

（一松副知事）

就学前教育プログラムは「参考資料」とであると受け取っておく。

項目	市町村の就学援助制度について
質問者	川田委員：日本維新の会

市町村の事務であるが、新入学の児童生徒に対する学用品費等の補助制度がある。生活保護世帯に対しては国から補助されるが、準要保護世帯に対しては市町村が単費で補助している。

このことについて、県教育委員会から、1月29日時点の、県内市町村における平成30年度の就学援助制度の実施予定状況を示した資料をもらったが、大和高田市、大和郡山市、香芝市については、準要保護世帯に対する新入学学用品費等の補助限度額については「検討中」となっている。現時点で、どのようになっているか県は把握しているか。

【回答】

現時点では、1月29日作成の資料が最新版である。

（深田学校教育課長）

また、3市の状況を確認しておいてもらいたい。

この制度は、児童生徒にとって、セーフティーネットになっているが、市町村において補助単価に格差が見受けられる。県は指導・助言という形しかできないが、市町村間で格差が生じないようお願いしたい。

項 目	市町村の小中学校の空調整備について
質問者	川田委員：日本維新の会

県は今回消費税精算基準が変わったということで、教育への還元を行うとの知事の答弁もあった。クーラーの設置状況も現在50%程度なのが今後上がっていく。

保護者負担の分についても、昨年決算委員会でも、予算要求にあげるとの答弁があり、財政でも予算化いただきお礼申し上げます。

県の方は設備が揃っていく形になると思うが、1年前のデータでの奈良県の小中学校の空調設置率は普通教室で7.4%と関西圏のみで見ても非常に悪い状況。教育環境の良いところに人は集まり、こどもが減っていき、転入者を求めて行かねばならない中、こどものために、教育環境の良い県に、住むなら奈良県だということも動機としてはある。

その点も踏まえ、教育委員会の中で話題にさせていただかなくてはならない。市町村のことで県は知らないということでは無いと思うが、どうか。

【回答】

地方消費税精算基準見直しに対し、県がこのような姿勢でのぞむことについて、市町村の教育長は全く知らなかった。精算基準見直しも何も分かっていなかった。市長会からクーラーの要望も上がっているが、私自ら市の教育長に電話をかけたところ、全く分かっていなかった。市に対しても増収見込があると説明をした。市は市で事情があるが、今後こういったことは教育長が知り、県がこのようなことを示すことにより、教育環境が良くなっていくことを期待している。

(教育長)

党でも市議会議員がおり、知事がこのような方針を出した、市町村の首長はどうなんだということも言ってもらっているが、まだまだ伝わっていない部分もあると思うので、教育長にも是非ともご指導お願いしたい。

【要望】

項 目	押しつけのない教育行政について (要望)
質問者	川田委員：日本維新の会

教育委員会に対してのお願いになる。奈良県の教育は素晴らしいものがある。明治時代、昔の奈良県など情報として持つのは良い。押しつけのない教育行政をやってもらいたい。考え方はいろいろある。自分の判断で行動できる子どもを育ててもらうことを願います。

(要望)

項 目	高校生の献血について
質問者	猪奥委員：民進党

血液が不足している中で、できるだけ若い人に献血に協力してもらうため、県教育委員会として、高等学校へ献血車を配車して積極的に献血を進めてもらいたいと思うがどうか。

【回答】

学校の献血についての連絡会議に出席したことがあり、生徒の献血率が全国で最低であったことは認識している。献血時の問診票に、「性的接触があったか」というような質問事項があり、学校の理解が進まなかった。献血する学校は年々増加していると記憶しているが、献血車の配車の時間帯や学校行事などにより、学校として献血できる日程の調整ができなかったこともある。

献血を推進し、献血の大切さを子ども達に伝えていき、学校献血を増やす方向性は県教育委員会としても持っているので、引き続き努力していく。

(吉田教育長)

薬務課、県教育委員会、日本赤十字社など関係者が連絡会などで密に連携していただきたい。

(要望)

項目 色覚異常に対する学校の対応について

質問者 猪俣委員：民進党

学校において色覚異常を持つ児童生徒等への配慮は、どうなっているのか。

【回答】

板書をする際には、白と黄色のチョークを主に使うよう、国や日本学校保健会が各学校に配付している資料の中に記されており、地図に使用されている色分けなどは、言葉でも説明することとされている。また、コンピュータ等を使ってスライドを使う場合においても色分けした区域には境界線を太くはっきりと示すなどの配慮を行っている。

(吉田保健体育課長)

「色覚チョーク」の公立高校への導入の状況はどうなっているのか。

【回答】

「色覚チョーク」の導入については把握できていない。
これまでの経緯として、色覚の検査は、平成14年の学校保健安全法施行規則改正により、定期健康診断の必須項目から削除されている。
その際、「学校医による健康相談において、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応をできる体制を整えること」という留意事項が通知されている。
その後、通知の趣旨が薄れてきたこともあり、県教育委員会として再度、各市町村の教育長や県立学校長に対し、通知の趣旨の徹底を求めている。
現状としては、平成26年に新たな通知が国からあり、「教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導及び進路指導等において、配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らい、徹底すること」とある。
また、年度当初に提出を求めている保健調査票に色覚に関する項目を新たに追加し、色覚異常の児童生徒等を把握するよう努めている。

(吉田保健体育課長)

色の濃淡等がはっきりとわかる「色覚チョーク」などの情報提供を含め、更に配慮に努めて欲しい。

(要望)

項目	県立高等学校の制服について
質問者	猪奥委員：民進党

昨年、県教委が「学校指定物品の取扱いに関するガイドライン」を策定したが、各学校での「学校指定物品検討委員会」等の設置等、ガイドライン運用の進捗状況をお答えいただきたい。

【回答】

昨年5月に「学校指定物品の取扱いに関するガイドライン」を策定し、県立高等学校に指定物品の適切な取扱いを行うように通知した。ガイドラインには保護者から指定物品に関する意見を聴取することや、保護者代表を含む「学校指定物品検討委員会」を設置し、点検や見直しを行うこと等を盛り込んでいる。昨年11月の再調査では、全ての県立高等学校で何らかの方法で保護者から指定物品に関する意見を聴取しており、保護者代表を含む「学校指定物品検討委員会」を開催する学校が25校であった。残りの7校についても、委員会の設置を検討しているところ。

具体的な取組の例としては、保護者アンケートを実施し、制服のデザイン、生地、価格等に関する意見を聴取した学校や、指定物品の必要性や品質、価格等の見直しを行い入札や見積合わせを検討している学校が出てきているというのが現状である。

(前田教育振興大綱推進課長)

今まで契約の年度を示さず、随意契約をしていた学校は、現在どのようになっているのか。

【回答】

昨年度段階では、開校当初に複数の業者の提案の中から、学校に最も適したものを選定し、以降同一業者と随意契約し販売しているケースがほとんどであった。現在は、検討委員会を設置して、今後入札や見積合わせを検討を行う学校があるというのが現状である

契約期間については、単年度、3年、5年等学校により様々であり、期間を定めていないという学校も6割程度である。

(前田教育振興大綱推進課長)

今後すべての学校で契約を見直し、契約期間を定めるのか。また、いつまでに見直しを行うかについて、県教委から働きかけをしているか。

【回答】

状況に応じて、今後も適宜調査を行い、毎年秋頃に確認する。

(前田教育振興大綱推進課長)

二階堂高校の制服は、見直しの結果の価格変化はどうだったか。また、入札により価格が安くなったケースは調査の中であるか。

【回答】

二階堂高校ではデザインや素材の見直しを行い、平成28年度に46,200円だったものが平成29年度に40,500円に、5,700円安くなった。

入札によるかは不明だが、制服で1,000円程度安くなった学校は2校ほどある。また、体操服をプロポーザル方式で複数業者を対象に行ったところ、従来より1,700円安くなった学校もあった。

(前田教育振興大綱推進課長)

各学校それぞれの見直しタイミングがあるのはわかるが、年次を定めた契約及び随意契約でない入札による契約に切り替えに向けて、変わらぬ働きかけをしてほしい。

また、市町村立学校においても、保護者などを含めた議論が行われるよう、市町村教委にも広げていただきたい。

【回答】

通知は県立高等学校を対象としているが、市町村教委から情報提供を求められたところにはガイドラインを示している。県教委のガイドラインを参考資料として提供することについては、今後検討する。

(前田教育振興大綱推進課長)

項目 避難所施設関連整備事業及び長寿命化計画について

質問者 大國委員：公明党

今年度予算について避難所施設関連整備事業がある、避難所となる県立学校のW i - F i環境を整え、トイレの改修を実施する内容と思われるが、詳しく事業の内容についてお尋ねしたい。

【回答】

県立学校の屋内運動場（体育館）は、大半が避難所として指定され、防災拠点としての整備も求められているところ。

W i - F i環境については、平成28年6月に平成32年までに無料のW i - F i環境の整備を推進すると閣議決定されている。

これをうけ平成29年度より、避難所に係るW i - F i施設整備を進めており、今年度は10校において整備工事を実施し、平成30年度においても、高等学校7校、特別支援学校5校で整備工事を実施する予定。

この事業については、総務省の補助金、公衆無線LAN環境整備事業、補助率1 / 2を活用している。

なお、工事は来年度、各学校のネットワーク更新時期と調整し、対象校を選定し、計画的に事業を進める予定。平成32年度までの間で全校に設置したい。

トイレ改修については、平成28年4月に内閣府より「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」において、非常時のトイレ確保・管理にあたり配慮すべき事項として「障害者用トイレの確保」や「洋式便器の確保」、「多目的トイレの設置」等について示されており、これを受け、来年度、避難所となる屋内運動場（体育館）のトイレについて、高等学校6校、特別支援学校3校において洋式化、身体障害者対応等の改修工事を行う予定。

なお、来年度は、各学校の学校運営の状況を確認の上、改修可能な学校等について選定し、計画的に32年度までに事業を進めたい。

（中西学校支援課長）

去年6月の代表質問で教育長への代表質問について、非常に奈良県全体で遅れており、特にW i - F i環境が遅れている状況であり、整備を進めるとの内容であった。

【回答】

W i - F iについては、各学校のネットワークの更新等の状況、各学校の運営状況があるので個々の学校と調整を行いながら決定したい。

（中西学校支援課長）

トイレにおいても同じ考え方で、避難所ということから整備を進めてほしいとの質問を行った。両方とも32年までに整備することであるが、来年度はどのようなかたちで設置校を決定されるか、基準等あればお伺いしたい。

【回答】

施設の整備であるので、学校の適正化計画によって、校舎の使い方も、変わる可能性がある。そういったものについては、適宜計画を変更し、整備の方針を考えたい。

（中西学校支援課長）

このような設備は、いつ発生するか分からない災害に備えて、生徒、子どもたちはもちろん、地域のみなさんも利用することから出来るだけ速やかに設置を完了するようお願いする。これに関連して、学校の適正化計画が進められているが、統廃合も視野にいれて検討していると思うが、このような学校についての整備は遅くなるのか、お尋ねする。

これまで質問をしてきた中で、特に避難所は最優先で実施されるということであるが、県立学校のトイレの洋式化についても繰り返し質問をしてきた。

答弁では長寿命化計画を作成するなかで計画的な設置、そのための実態調査を把握をしたいとのことであったが、これはこれで進めていただくと考えてよろしいか。

【回答】

長寿命化計画策定についても、適正化計画によって見直すところもあると考えるが、これについては、個別施設ごとの計画を32年度頃までに策定しなければならないので、それに向けて今年度に調査を10校について進めているところ。

これから長寿命化計画の策定に向け鋭意事業を進めて行きたい。

(中西学校支援課長)

これまでも申し上げたが、実態は大変老朽化が進んでいる。しかも使えないトイレも沢山あるなかで現場は困っている。言うに言えない状況もあるが、工夫して利用している学校もある。

しっかりと実態を掌握していただいて、学校のトイレの洋式化についても計画的に進めていただくようお願いする。

(要望)

< 総括審査 >

項 目	県立高等学校の制服について
質問者	猪奥委員：民進党

県立高等学校の制服等について、価格や契約の調査を経て、公平性や公共性を確保した上で契約を見直すためのガイドラインが策定されたが、契約期間の見直し等、前向きな学校がある一方で、ほとんどの学校では、現状として見直しに至っていない。ガイドラインができた上での成果やその後の取組について伺いたい。

【回答】

県立高等学校の制服については、教育委員会が所管しており、ガイドラインにより、保護者からの意見聴取をすることや「学校指定物品検討委員会」の設置について、示したと聞いている。保護者からの意見の聴取は100%、学校指定物品検討委員会の設置が78%に達しており、価格が低く抑えられた事例も聞いているが、実効性について疑問があるようであれば、教育委員会に検証報告を求めたい。

(知事)

制服については、それぞれの学校が決定することだと理解しているが、現場の担当者だけで、入札の方法を変えるのは難しいと思う。少なくとも契約の年次を決めるべきであると考え。県をあげて取り組んでほしい。

【回答】

どのようにすれば、進展するのか検討することが必要と考える。

(知事)

契約の期限を設定することで、より安価なものを、また、新しい素材等を入れることもできると考える。県をあげて取り組んでほしい。

(要望)

文教くらし委員長報告

文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月九日に委員会を開催し、付託されました議案四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第十九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十年度議案、議第十七号中・当委員会所管分、議第二十二号中・当委員会所管分及び、平成二十九年度議案、議第百七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

予算審査特別委員長報告

予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月七日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成三十年度奈良県一般会計予算」案、「平成三十年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十四特別会計予算案、並びに「平成二十九年度奈良県一般会計補正予算」案（第五号、第六号）ほか二特別会計補正予算案について、議会機能のひとつである審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事者の出席のもと、六日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。

その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることにいたします。

まず、平成三十年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十六号及び平成二十九年度一般会計補正予算案（第五号）、すなわち議第百二号について申し上げます。

知事は、就任以来、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ことを県政の目指すべき姿とし、直面する県政諸課題に取り組んでこられました。

その結果、健康寿命や障害者雇用、企業誘致など様々な分野での取組の成果が数字となって現れてきており、観光産業の基盤となる良質なホテルの姿も見えてきております。しかし、戦後、大阪のベッドタウンとして発展してきた本県は、他県に比べ、人口減少と高齢化が急速に進むと見込まれることから、より良き未来に向けた種を蒔いて、将来の

奈良県の礎を築くという願いを込めて、平成三十年度予算案を編成されました。

具体的には、経済活性化のプロジェクトを更に進展させ、本県の経済構造を改革し、県内で投資・消費・雇用を好循環させ、働く場所を創出されます。また、誰もが健やかに暮らせる地域、県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる地域、働きやすく良く学べる地域をつくる取組を進められます。さらに、地域資源や社会資本を活用した住みよいまちづくり、農・畜産・水産業及び林業・木材産業の振興、過疎化が進む南部地域・東部地域の振興に取り組みられます。併せて、二十年後の奈良県の姿を見据え、本県が有する観光資源や歴史・文化資源を活用した戦略的な観光施策の展開や、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」によるまちづくりなどの取組を進められます。

このような考えのもと編成されました新年度予算案は、一般会計総額で五千六十六億五千百万円、前年度比で六・〇%の増となりました。その主たる要因は、主要プロジェクトの着実な進捗による投資的経費の増加、県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上償還に伴う公債費の増加であり、この公債費の繰上償還などにより、県債残高全体は、平成二十九年度末から二百八億円減少すると見込まれています。また、財政規律の堅持に努められた結果、交付税措置がなく、県税など自前の財源で返済すべき県債残高は、この十年間で八百三十八億円減少するとともに、交付税措置のない県債残高と県税収入額との比率は三・一倍と、知事に就任されて最も良好な水準になると見込まれています。

しかしながら、社会保障関係経費が引き続き増加することから、歳出予算が歳入見込みを上回り、財政調整基金を二十億円取り崩し、収支の

均衡を図られたところです。

これら新年度予算と併せて、財源として有利な国の補正予算を活用され、道路などの基盤整備や、なら食と農の魅力創造国際大学校（N A F I C）周辺施設の整備などを進めるために、平成二十九年度一般会計補正予算案、七十四億三千九百万円余を編成されました。

次に、三月七日に追加提出された議第百十二号から議第百十四号の平成二十九年度一般会計補正予算案（第六号）及び特別会計補正予算案については、県税等の増収に伴う市町村への県税交付金等や、新たな国民健康保険制度における財政の安定化を図るための基金への積み立てのほか、諸般の事情により必要と認められる経費を増額補正する一方、支給水準の引き下げ等による退職手当の減額など、事業の年度内の執行を見通した減額補正をされました。

次に採決の結果を申し上げます。

創生奈良の委員から、平成三十年度議案、議第一号については、奈良大立山まつり、（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業の予算に異議があるとの理由により、反対であるとの意見の開陳があり、また他の委員からも反対意見がありましたことから、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。また、同じく反対意見のありました、平成三十年度議案、議第十五号、及び平成二十九年度議案、議第百二号並びに議第百十二号についても、起立採決の結果、賛成多数をもっていずれも原案どおり可決することに決しました。

なお、残余の議案、すなわち平成三十年度議案、議第二号から議第十四号、及び議第十六号、並びに平成二十九年度議案、議第百十三号、議第百十四号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決

することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

また、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳があり、その主な要望・意見については、次のとおりであります。

- 一 山間など過疎地域における介護サービスの提供について、地域間格差の解消に努められたいこと。
- 一 国民健康保険県単位化の保険料算出について、医療費算定より保険料負担額が増大する市町村に対し、二号調整交付金により負担増額分の調整を行われたいこと。
- 一 児童が安全に過ごせるよう、市町村と連携し、放課後児童クラブの防犯対策に努められたいこと。
- 一 スポーツ施設のあり方の検討にあたっては、既存施設の利用状況を十分に踏まえるとともに、南部地域・東部地域も含めた全県的な施設配置に留意されたいこと。
- 一 食品ロスの削減に向け、市町村・民間事業者等との連携による啓発を推進されたいこと。

- 一 中央卸売市場の再整備については、県民や観光客が訪れる賑わいのある食の拠点となるよう、検討を進められたいこと。
- 一 地元住民の声を踏まえ、阪奈道路辻町インターチェンジのフルラップ化に計画的に取り組まれたいこと。
- 一 県営住宅について、高齢者や身体障害者が暮らしやすい環境を整えられたいこと。
- 一 全ての小学校・中学校へ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣できるよう検討されたいこと。
- 一 県立高等学校の制服について、「学校指定物品の取扱に関するガイドライン」に基づき、適正に取り扱われたいこと。
- 一 県民が安全・安心して暮らせるよう、老朽化した交通安全施設の更新に努められたいこと。

以上、これをもって予算審査特別委員会の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

